

令和3年開成町議会12月定例会議 会議録（第1号）

令和3年12月7日（火曜日）

○議事日程

令和3年12月7日（火） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・一般質問（6人、6項目）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
5番 茅沼隆文	6番 星野洋一
7番 井上三史	8番 山本研一
9番 石田史行	10番 井上慎司
11番 湯川洋治	12番 吉田敏郎

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	企画総務部長	小宮好徳
企画政策課長	山口哲也	協働推進担当長	遠藤直紀
総務課長	中戸川進二	防災安全課長	小玉直樹
町民福祉部長	亀井知之	総合窓口課長	土井直美
税務課長	高橋靖恵	町民福祉部参事	渡邊雅彦
子育て健康課長	田中美津子	兼福祉介護課長	
街づくり推進課長	高橋清一	都市経済部長	井上新
産業振興課長	熊澤勝己	兼環境上下水道課長	
教育委員会事務局参事	遠藤孝一	区画整理担当課長	井上昇
		会計管理者	石井直樹
		学校教育課長	岩本浩二

○議会事務局

事務局長 田中栄之書

記 佐藤久子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

これより、令和3年開成町議会12月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

12月定例会議の議事日程（案）につきましては、お手元に送付のとおり、去る11月29日に開催されました議会運営委員会において決定されたものです。お手元に送付のとおりで、異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、12月定例会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と着座での発言を許可しております。

では、直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、5番、茅沼隆文議員、7番、井上三史議員の両名を指名いたします。

日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は通告順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことと決定いたしました。

それでは一般質問に入りますが、質問、答弁は簡潔にお願いをします。

3番、武井正広議員、どうぞ。

○3番（武井正広）

皆様、おはようございます。3番議員、武井正広です。

通告に従いまして、1つの質問をさせていただきます。町内各所の道路緑地等の維持管理について問う。

最近の町内各所の道路緑地は、春から秋まで除草作業の頻度が少なく、雑草が繁茂している場所が多い。昨年12月議会にて、私は公園や駅前緑地の維持管理について一般質問を行ったが、今年度は除草頻度も増え、公園や駅前緑地の維持管理は改善されたように見える。

一方で、町道や県道の緑地はひどい状況が続いている。例えば、開成中央通りや開成みなみ通りの緑地や、今年4月に開通したはこね金太郎ラインにつながる県道

78号線は、箱根に向かう方々にとって開成町の顔と言える道路であるが、現状は一部のボランティア任せの状況である。また、最近では、町内各所の空き地等の雑草繁茂による町民からの苦情等も聞いている。

本町では、長年にわたり「全町公園化」、「日本一きれいな町」などのスローガンの下で、緑地の景観などにも力を入れたまちづくりが行われてきた。きれいな町であってほしいとの思いは、町民誰もが思うことである。そのためには道路緑地や空き地等への適切な対応や維持管理の改善が必要と考え、次の事項を問う。1、道路緑地の維持管理の現状と改善策は。2、空き地等の雑草繁茂に対する町としての対応状況は。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、武井議員の御質問に順次お答えをいたします。

初めに、1つ目の道路緑地の維持管理の現状と改善策は、についてお答えをします。

開成町においては、都市化の進展により農地の宅地化が進むなど身近な緑が減少しており、公共用地における緑化の推進が大切であると認識をしております。緑地については、景観の向上のほかヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善、多様な生物の生息・育成の空間など様々な効果があり、良好な環境と快適な市街地の形成を図るように緑化に努めています。道路においては、主に幹線道路の緑化を推進しています。

道路緑化の管理に当たっては、道路本来の機能である交通機能を確保するとともに当該緑地による効果が発揮されるように、周辺環境との調和に留意し、緑地の除草や樹木の剪定など適切な維持管理に努めています。具体的には、開成町シルバーメン材センターに年3回程度の除草や低木等の剪定などを年間委託して実施をしております。また、高木については、樹木の育成状況を見ながら造園業者に適宜委託して実施をしております。

平成29年8月からは道路緑地の除草や清掃、樹木の管理などをいただいているボランティアの募集を始め、現在4団体と7人の個人の方に活動していただいており、協働の取組も進めています。このボランティア活動では、団体でも個人でも登録をいただき、身近な道路で無理のない範囲で活動をいただいている。町としては、この活動の状況を確認させていただくとともに、活動に必要なごみ袋等を配布しております。

道路緑地については、町内各所に点在しているほかに、開成駅周辺においては土地区画整理事業により西口駅前広場などの幹線道路をはじめ、水路に沿った箇所や歩行者専用道路にはそれぞれ特色を持った豊かな緑化が整備されています。緑地は、道路に限らず公園にも整備しています。また、町内の網目のような水路の際にも雑草は生えているため、これも含めた公共施設全般の維持管理を行っています。

特に、緑地の除草については多くの作業箇所で時期が集中するため、時期によつては管理が不十分な場所もあると思っておりますが、効果的かつ効率的な作業の実施により適切な維持に努めているところであります。

そして、県道の緑地について、開成中央通りの明治ゴム化成の西側付近で歩道に雑草が繁茂して通行に支障を来していたため、県西土木事務所に除草するよう必要して作業を行っていただきました。県道でも管理が不十分なところを把握しましたら、適宜対応していただくよう要望してまいります。

なお、県でも道路緑地に関するボランティア制度があります。議員御指摘の県道78号におけるボランティア活動について、その活動をされている団体と県で何か不具合があるならば、町としても状況を確認して、必要なことがあれば県に要望したいと考えております。

次に、2つ目の空き地等の雑草繁茂に対する町としての対応状況は、についてお答えをします。

民地の空き地の管理は原則的に土地所有者が管理するものであり、財産権の不可侵の観点より町の積極的介入は難しいと考えております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で土地の所有者等に清掃保持の努力義務を課しておりますが、努力義務にとどまるもので、これを根拠に雑草の除去を強制することは難しいところであります。

また、通報者より雑草の繁茂している民地について所有者を教えてほしいとの問合せがある場合については、個人情報の観点により町では答えられないため、通報者自らも登記情報などで所有者調査ができる旨、伝えております。町としては、雑草の繁茂の対応として、生活環境に被害が認められる場合には、土地所有者に適切な管理を行うよう依頼文を送付しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

一定の答弁をいただきましたので、順次、再質問を行います。

まず、先ほど述べましたが、昨年12月、私が一般質問した駅前ロータリーや公園の状況については、かなり改善されたように思います。これについては感謝しております。予算をつけ、しっかり意識して維持管理していくべきに保てるじゃないですか。ぜひ、こここの部分は継続していっていただきたいと思います。

さて、今回は道路緑地や空き地の雑草繁茂です。現在は冬になり、町内各所道路緑地もきれいな状態です。しかし、春から秋までがひどい状態です。

資料を見てください。皆さんのタブレット端末には、この写真が出てると思います。これは道路緑地の一例ですが、開成中央通りの10月初旬の状況です。牛島の交差点と開成小学校の間の明治ゴムの西側になります。開成中央通りと名前がつ

いている道路の緑地帯です。歩道が見えません。ここは、小学生の背丈より高い草がぼうぼうでした。これが夏から秋まで続いていました。町道、県道の問題はあります、町の中心です。町長、この写真を見て、どう思いますか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

もちろん、その状況は私も家の近くですので承知はしています。武井議員が言わられるまでもなく、県に対して、できるだけ早くこのような状況を解消していただこう要望は町としてもきちんとしておりました。なかなか、そう言って、すぐに県のほうもやってもらえる状況でないのはありますけれども、町として、できる対応はきちんとやっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

町長も把握されていたと。県に言ってもなかなかやってくれなかつたという話ですが、とにかくこれ、ひどい状況で、正直恥ずかしい状況ですね。我々も県道78号線等はボランティアでやっていたのですが、ここは状況を見させていただいたというところがあります。

この場所は、ごみのポイ捨てもひどかったです。近所の方にお話を伺うと、散歩をしながらよつちゅう、ごみを拾っていたそうです。開成南小学校前の開成みなみ通りなども、ここまでではないですが雑草の繁茂はひどかったです。町をぜひ、きれいにしていきましょうよ。

今回特に取り上げたいのは、最初に質問した開成みなみ通りや開成中央通り、それからはこね金太郎ラインが開通し、ある意味町の玄関とも言える県道78号線などの道路緑地です。町道、県道の道路管理者が違うというのはありますが、先ほどの答弁の中では、残念ながら、あまり改善策とは感じられませんでした。

まずは町道についてです。現状、シルバー人材センターに年3回依頼していると言われますが、このまま同じ状況で来年度は改善されるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

町道の維持管理については、町長答弁があったとおり、シルバー人材センターで年3回程度の除草。これ以外にも、シルバー人材センターからは公共施設全般における派遣労働者をいただいた中で、水路であったり公園であったり各所の部分を対応しているところもございます。こういったものを組み合わせながら現場の状況を確認しつつ効果的にやっていけば、一定での維持管理というのを保てるのかなと思

っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

そうですか。昨年、私、駅前ロータリーと公園について質問したときには、予算を増額し回数も増やしていくというような考え方の中で、今年度、駅前ロータリーや公園が改善できたのだと考えております。こちらも現状の対応だけでは、今のお話ですとシルバーさん、3回、それからシルバーさんからの派遣、現場の状況をきっと見ながらと言っておりますが、もし難しいようでしたら予算の増額なども必要だとは思うのですが、駅前ロータリーや公園がきれいに改善できたのだから道路緑地もできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

議員おっしゃっているとおりかなという部分もございます。作業を行うには、委託、また派遣によった労働者によって費用がかかるというのも、もちろんございますので、令和2年度の議会において御指摘いただいた上では、令和3年度の予算については予算の増額をさせていただいて、お認めいただいた上で効果的に執行しているという状況でございます。この状況を見て、令和4年度に向けても、もし必要があるならばという部分では予算の増額等も考えていきたいと思っているところでございますけれども、まずは現状についての的確な把握等をしっかりと時期等を逃さずちゃんとやっていけば、維持管理というのは、よりきれいな状態を保てるのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

必要であれば増額もということで、とにかく意識してきれいな町にしていっていただきたいと思います。ぜひ、改善をしていってください。

それから、次は、この小さな町の中心を走っている様々な県道についてです。当然、道路管理者も違いますから考え方も違うと思うのですが、開成中央通りに関しては先ほど見てもらったとおりです。県道78号線、足柄大橋からはこね金太郎ラインに向かう道路ですが、私も友人たちとボランティアで足柄大橋から町境であるシャトレーゼ辺りまで、今年は20回近く軽トラを持ち込んで除草作業を行いました。また、個人で頻繁に除草作業をしていただいている方もいらっしゃいます。そのような活動が活発に行われたことによって、今回はこの冬まで維持できたのでは

ないかと考えています。

春先から私たちは除草作業を始めていたのですが、作業をしているとやはり手伝ってくれる方も徐々に増えてくるのです。そして、そういう作業を続けていくと、お隣の南足柄市内でも、「開成町がやっているから、78号線、やってみない」という方でボランティアで出てきたりするのです。やはりきれいな状態に保っていれば、沿道にお住まいの方や地域の方々も協力してくれるのではないでしようか。

しかし、中央通りは、先ほどお話ししましたが、私たちも手をつけませんでしたので、先ほどの写真のとおりです。県の除草作業は、中央通りは10月15日頃。これは先ほどの答弁にあるように町からの要望からではないかと思いますが、ありましたね、中央通り、明治ゴム東側については要望したと言われ、県道でも管理が不十分なところがあれば適宜対応していただくよう要望していくと答弁がありました。適宜と言いますけど、あの状況は、とても適宜な状況ではないですね。3か月は、あのぐらいの状況が続いていました。

一度、県としっかりと調整していただいたらどうなのでしょうか。県道だから町は関係ないではなく、積極的に県に働きかけることが大切と考えます。例えば、年に1回はこのくらいの時期に、この道路の除草作業をちゃんとしてくれと。あとは町も地域の方々も協力いただきながら維持していくからと。この2年間はできませんでしたが、3月・7月に開成のクリーンデーを行うのであれば、それも効果が出てくると思いますし、じゃあ例えれば9月にやってくださいと。道路緑地の立ち木も消毒が必要とも聞きます。78号線とか、カイガラムシによるすす病なども多いです。枯れてしまって、切っている木もあります。一度、しっかりと県と調整が必要と考えますが、いかがでしようか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

町内にある県道の緑地の管理ということでございますけれども、全く、その部分については町が関与しないということではございません。我々、道路管理部門については、日々、業務の中で町内各所を回っている中で県道も通ります。その中で、状況も把握しているところでございます。その中で、必要がある場合には適宜、その状況についてお伝えし、現場の確認をした上で対応いただくということについては、日々、行っているところでございます。

今回、明治ゴム化成西側の部分については、正直、私もここまで繁茂してしまったということについては、何回か要望はしていたところでございますけれども、県の対応が大変遅かったのかなと感じているところでございます。これについては反省し、そういう状況についてそうならないよう、要望についても、その都度、その状況についてはきちんとお伝えした中で、早めの対応が必要な場合については、そういうこともしっかりとお伝えしていきたいなと思っているところでございま

す。

また、緑地の部分でいいますと、高木の害虫の関係、例えばカイガラムシとかという形で議員御発言がございましたけれども、そういうしたものについても、緑地の木々を見れば、例えば手すりとなる横断防止柵に黒いようなすすがついてくるというような症状も見て感じ取れれば、そういう状況についてもお伝えしているというところがございますので、県にはきちんと、そういう状況については把握した段階において早め早めの報告をさせていただくということに努めていきたいと。その上で、もし何か必要なことがあるならば、そこはきちんと話し合ってと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

今、今後の町の考え方、お話しされましたけれども、開成町、本当にこれだけ小さな面積の中を走る県道なわけで、近隣にあるような、少し山の中だとか、そういうところを走るような県道とは違うわけです。ですから、やはりしっかり県に対しても要請していってほしいです。

その最低限のベース、町や県の姿勢があつてこそ、初めて沿道にお住まいの方や地域の方々、ボランティアの方々が自分たちの町だからきれいにしていこうという気持ちになり、活動していくのだと思いますが、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

道路について、身近な道路、愛着を持っていただくことについては、大変すばらしいことかなと思って、町としては緑化についてのボランティア制度、そして神奈川県についても同様な道路のサポーターというのですか、そういう制度を設けているところでございます。こういったような活動が広がってくれば、またいろいろな効果も出てくるところだと思いますので、ぜひボランティア活動については広く周知をし、いろいろな方々に御参加いただけるような制度として道路緑地の関係については運営していきたいと考えておりますし、県の関係についても、もしそういった活動をされている方が気がつけば、そういう県の制度についても御案内させていただくという形で、ボランティアの輪を広げていくということについては努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

ぜひ、お願ひします。

それから先ほどの答弁の中では、緑地というのは道路や公園だけでなく、町内の編目のような水路も雑草が生えるため維持管理を行っていると言わされました。今日のテーマには入っておりませんけれども、ぜひ水路もお願ひします。水路も河川もやはり雑草だらけで、去年、今年、ひどい状況でして、これもかなり苦情もあります。これも改善されていかないと、来年、また私は今度は水路とか河川についても質問しなければいけなくなります。ぜひ、よろしくお願ひします。

それでは、次にボランティアについてです。道路緑地も公園や駅前と同等の考え方の下、質問いたします。

昨年12月の一般質問のとき、私、こう提案しました。私、公園等の除草などのボランティアなどについて、無償ボランティアでなくメリットややりがいなどが必要ではないか。例えば、除草作業ボランティアをすると一定のポイントがたまり、町内の学校の図書室に本をプレゼントできるなどしてはどうでしょうか。そのとき副町長からありがたい答弁がありまして、大変すばらしい提案でありましたと。ありがとうございますと。検討しますと。私は地元のボランティアを一生懸命やっている、そこには多少のお小遣いが入ってくる、確かにやりがいも出ますので、そういったことを町全体に広めていきたいなと思っていると答弁されましたが、それから1年たちました。どうなりましたでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

確かに、昨年12月、そういう回答をしたことを覚えておりますけれども、まず最初に御質問があった予算について触れていきたいと思います。

令和2年度予算よりも令和3年度は予算を増やしております。このことによって前年よりもよくなつたことは確かだと思います。また、令和4年度の予算につきましても、今後、査定が始まりますけれども、前年度より増える見込みとなっていることを御報告いたします。また、その年の天候等によって多少の差異はありますが、草等の伸び状況を見極めて作業の時期や回数を考え適切に執行することが大事だと思っております。

また、議員の提案にありましたボランティアポイントについてでございますが、大変よい提案であり調整をさせていただきましたが、ボランティアには様々ありますて、1つは高齢者や障害者を対象とした活動、また自然や環境を守るための活動、子供や青少年を対象とした活動、安心・安全なまちづくりの活動、イベントのスタッフ活動、あるいは災害で被災した方を支援する活動等様々ございます。これらの多くのボランティアがいらっしゃると思います。

町の中で今現在、把握しておるのは、公園や緑地のボランティアとして28の団体・個人がございます。こういった広範囲の中で、町で把握していない、把握できないボランティアもいらっしゃると思うのです。ですから、現段階ではボランティ

アポイントを付与することは大変厳しいと感じているのが現状でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

様々なボランティアもあるので検討したが、なかなかそこは難しいということで、難しいとは思いますけれども、やはり今後、流れ的に有償ボランティアとかということも世の中の流れではあります。様々な事例も出てきておりますので、ぜひ検討していっていただきたいと思います。

それから、そういった答弁をしたら、ぜひ責任を持って動いていっていただきたいなというところはあります。最近、このことだけでなく、議会で答弁したけれども実行されていないことが多いような気がしますので、ぜひ、そこはしっかりとお願いします。

さて、2つ目の空き地の雑草の繁茂について質問いたします。最近では、町内の空き地でも雑草の繁茂がひどい場所が点在しています。現在、町内で毎年のように空き地での雑草繁茂による苦情などは、現状、どの程度把握されているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

空き地の雑草、そういったところの把握ということですけれども、こちらにつきましては、近隣住民の方が町に問合せをされるというケースがほとんどであります。雑草と一概に言いましても、様々、個人の観点で見方によって大分変わってまいりますので、その辺につきましては、町でも実際に見に行ったりとか、そういった観点で対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

件数的には大体、年度によっていろいろ違いますけれども、大方同じようなところが多いかと思うのですが、どの程度把握、そういうのはされているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

実際に町に寄せられる相談といたしましては、最近のところでいいますと3か月に一回程度で御相談があるかなと。あとは、繁茂の状況でやはり夏場が多いです。で、そういったところの状況はございますけれども、そうですね、町に相談を寄せてくるというケース自体は3か月に1件程度というのが現状でございます。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

空き地の雑草繁茂ということになりますと、当然、春から秋というところに集中するわけで、そうはいっても町内を走るとあちこちに見受けられるわけでして、本町の場合、この小さな町の面積ですから、点在するということは住宅に近いということになります。山の中なら影響も小さいかもしれません、今後、高齢化が進み、土地所有者の除草作業なども維持管理が大変になっていくことも予想されます。空き家なども増加していくでしょう。

町内でも問題箇所はあるわけで、対応していく必要があるわけですが、先ほどの答弁の中では原理原則は分かりました。ケースは様々でしょうが、基本的には町は所有者が分かれば依頼文を送付するということを答弁されました、これだけですか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

先ほど町長答弁にもございましたけれども、基本的には財産権の問題がございますので、基本的には立ち入れないというのが大原則でございます。そういった中でも、基本的には生活環境の部分で近隣住民のところに悪影響を及ぼしている、そういったところは行政側でも判断をさせていただきながら、対応する部分としない部分と若干ございます。そういったところもございますけれども、なかなか判断的に第三者に対してこれが明らかに悪影響を及ぼしているといった状況を把握する、そういうところは一番苦慮している部分だと思います。

あと、今は雑草というところでの観点でのお話でございますけれども、基本的には枝葉であったりとか竹林の問題であったりとか様々、民々での解決方法を誘導すべき事案がほぼほぼでございますので、そういったところは基本に立ち返って対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

そうですよね。様々なわけですよね。雑草だけではないというお話もありました。近隣住民に悪影響が出るなら対応していくということなのですが、それでしたら、町として、もう少し踏み込める仕組みをつくったらどうなのかなと考えます。例えば、空き地の雑草などの除草に関する条例の制定などがあります。こういったことによって規制をかけるとか。

簡単に言うと、空き地の例えれば雑草がひどかったりすることによって、害虫の発生原因、火災の予防上危険がある、廃棄物の投棄を招くなど住民の生活環境を阻害

したり、阻害するおそれがある場合に、土地所有者に対して指導や勧告、措置命令、町による除去、過料などを行える条例です。制定したらいかがでしょうか。近隣でも制定している自治体はありますし、全国的にも制定している自治体は数多くあります。平成29年の国土交通省の調査によりますと、およそ4割近くの自治体が空き地等の管理のための条例等がある、もしくは検討しているそうです。町としても動きやすくなるのではないですか。条例を制定しませんか。町長、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

なかなか、条例を制定すれば、すぐ、それが実効的に解消できるかというと、過去、いろいろ調べてみるとそうはいかないなと。上位の法律がなかなかその権限を、条例をつくったからといつても、町に与えてもらえるものではないというのも現実的な話としてありますので。そうはいっても、できるだけそういう課題は解決していく方向で考えなければいけないので、また先進事例も含めて検討しながら、できることはやっていきたいと考えます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

条例をつくればうまくいくわけではないし、上位の法令もあると。ただ、状況を見ながら検討していくことなので、ぜひ、状況を見ながら、先進事例を見ながら検討していってください。こういった条例をつくることにより、抑止にもなると思うのです。この小さな町は、町長がずっと言われているような「日本一きれいな町」を本気で目指しているのだなど、取り組んでいるのだなど、そのようなメッセージになるとを考えます。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに、規制をつくってやることも大事ですけれども、我々は、それぞれの地主さんが善意の中で、近隣に迷惑をかけないような対応をお願いすればやってくれるような人を増やしていくというのがすごく大事なことで。また片方で、所有者が開成町に住んでいればいいのですけれども、遠くにいるなり亡くなつてそのまま放置されているなり、様々な状況があるという中でも、なかなか条例をつくって権限をすればいいということではないということも一部、理解はしていただきたいなと。なかなか現実的に向き合うと理想どおりにはいかない、そういう中で苦労しながら近隣住民の方のために町もいろいろ動いているということは、ぜひ御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

そうですね。ただ、開成町に住んでおられない方もいますし、遠方の方も当然いるわけです。その事情も、すごくよく分かります。ですから、そういういたものがあることによって、いろいろな通達の仕方だとか処置の仕方が増えていくと。ある意味、町としての対策、武器が増えていくということになると思うのです。ぜひ、そこは先ほども先進事例を見ながら検討していくということを町長も言っておりましたので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。それが今後、空き家とかが増えていったときに、例えばごみ屋敷の問題だとか、そういうことにもつながっていくと思います。そういう問題は開成町でも何件か見受けられますし、抑止だとか町の姿勢として、ぜひ、そういうことを前向きに考えていく必要があるのではないかと思います。

時間はまだ残っておりますが、今日の質問はここで終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

以上で3番、武井正広議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を9時55分とします。

午前9時38分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前9時55分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

2番、佐々木昇議員、どうぞ。

○2番（佐々木昇）

皆さん、おはようございます。2番議員、佐々木昇でございます。

本日は、通告に従いまして1つの項目について質問させていただきます。自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進策は。

国では9月にデジタル庁が設置され、行政のデジタル化への取組が加速しております。総務省は、昨年末に、デジタル・ガバメント実行計画における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、自治体DX推進計画として策定したところであります。

開成町がいつまでも住み続けたい町と言われるように、既存の仕事の進め方や組織体制にとらわれずにデジタル技術を活用し、誰一人として取り残さない、人に優しいデジタル化を実現する必要があります。また、デジタル化を推進していく上で

マイナンバーカードを普及させていくことが重要と考えております。そこで、以下の項目について町の考えを伺います。1、行政のデジタル化の推進について、具体的に検討していることは。2、町民、特に高齢者の情報取得手段についての現状把握は。3、町民、特に高齢者の情報取得支援の実績と今後の支援の取組は。4、マイナンバーカードの普及状況と今後の取得促進の方策は。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

佐々木議員の御質問にお答えします。

総務省では、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指すべきデジタル社会のビジョンとして掲げ、令和2年12月、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定しました。以下、デジタルトランスフォーメーションをDXと略して表現をさせていただきます。

また、デジタル社会の構築に向けた各施策を効果的に実行していくために、国が主導的な役割を果たしながら自治体全体として足並みをそろえて取り組んでいく必要があることから、本年7月には自治体DX全体手順書を策定いたしました。さらに、本年9月1日にはデジタル庁を創設し、組織の縦割りを排し、国全体のデジタル化を主導する体制を構築しました。

このような国の動きを受け、本町では開成町ICT利活用ワーキンググループを昨年10月に設置の上、町民サービスの向上や業務の効率化に資するデジタル化の取組について検討を開始し、本年10月に開成町DX推進計画を策定いたしました。今後は、この計画に基づき年度ごとの取組をまとめ、具体的に推進してまいります。

それでは、順次、御質問にお答えします。

まず、1点目の行政のデジタル化の推進について具体的に検討していることは、についてお答えいたします。

開成町DX推進計画では、デジタル技術の活用により直接的、または業務の効率化を図ることによって間接的に町民サービスの向上を図ることを目的としています。この目的に沿って、情報システムの整備、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化など8つの項目について、それぞれ具体的な取組を進めてまいります。これらの取組については今年度から進めており、既に財務会計システムの電子決裁を10月から開始するとともに、税等のキャッシュレス納付の導入準備も進めています。

総務省が策定した自治体DX手順書では自治体の取組について段階的な手順を示していますが、本町では計画策定によって府内の認識共有、全体方針決定の段階まで進み、手順書が示す次の段階である推進体制の整備が課題である認識をしております。今後もデジタル技術の活用によって町民サービスの向上を図るため、町民ニ

ーズや国の動向を見据えながら、しっかりと対応してまいります。

次に、2点目の町民、特に高齢者の情報取得手段についての現状把握は、についてお答えをします。

現状では、町民、特に高齢者に限って、デジタル技術の活用による情報取得についてアンケート等を採ったことはありません。そこで、令和4年度に予定をしている高齢者保健福祉計画策定に係る65歳以上へのアンケートでデジタル化に関する項目を設けることを検討しております。

また、同じく令和4年度に予定している町民意識調査でも、デジタル化に関する項目を設けることを検討しております。こちらは全年代へのアンケートになりますので、幅広い世代の現状把握ができるものと考えております。

また、先月実施した高齢者スマホ教室でも、20人という限られた人数ですが御意見を伺うことができました。

次に、3点目の町民、特に高齢者の情報取得支援の実績と今後の支援の取組は、についてお答えをします。

御存じのとおり、令和2年5月から、おしらせ版の発行を月1回に集約しております。このため情報入手の機会が減ってしまうことから、ホームページやLINEなどでも積極的に情報を発信しています。一方で、高齢者などのデジタル技術の活用に不慣れな方々の不安の解消に向けて、民間事業者とデジタル支援事業の協定を締結し町民のデジタル化の推進を図っております。この一環として65歳以上を対象にした高齢者スマホ教室を開催し、20名の方が参加されました。応募を開始して、すぐ定員に達したことからも、こういった事業への関心の高さがうかがわれます。

また、マイナポイントの取得では、窓口で高齢者を中心に延べ287人に対し設定の支援をいたしました。今後予定されているマイナポイントの付与についても、積極的に周知するとともに、支援が必要な方に丁寧に対応していきたいと考えております。

次に、4点目のマイナンバーカードの普及状況と今後の取得促進の方策は、についてお答えをします。

本年11月1日現在、マイナンバーカードの全国平均交付率は39.1%で、町村よりも特別区、指定都市のほうが高い傾向にあります。神奈川県平均交付率42.19%に対し開成町は40.77%であり、県平均は下回りますが足柄上地域1市5町の中では最も高い交付率であります。これは、国が普及促進を進めてきた経緯はありますが、町として様々な取組を進めてきた結果と受け止めております。

まず、PR活動としては、広報やホームページでのPRのほか、本年9月に福祉会館で実施した特定健診の会場でマイナンバーカードの取得促進についてPRをいたしました。また、令和元年度には自治会を対象にした出張申請サポート説明会を開催しております。

次に、交付体制の強化としては、平日に役場に取りに来られない方々に向け、毎

月第1・第3土曜日の午前中及び第2木曜日の夜間を開庁して利便を図っております。また、令和3年度からは、交付申請の増加に合わせマイナンバー担当職員を増員し窓口での申請や交付手続などを支援するとともに、これまでカードの交付についてはカード交付時に御本人に来庁していただいておりましたが、申請時に来庁していただき、後日、郵便でカードを受け取れる方法もできるようにいたしました。

今後予定されているマイナポイントの付与などにより申請者が増加することが予想されますが、これまで同様、窓口での丁寧な対応に努めるとともに、平日、役場にマイナンバーカードを取りに来られない方への対応として、引き続き夜間開庁と休日開庁を実施いたします。

また、複数人の希望に応じて実施するあじさい講座を活用し、希望があれば地域に出向くなど、きめ細かな対応を進めてまいります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。一定の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

まず、行政のデジタル化の推進について、具体的に検討していることはというところで質問させていただきます。

本町では、昨年10月に開成町ICT利活用ワーキンググループ、こちらを設置し検討を開始して、本年10月に開成町DX推進計画、こちらを策定したということで、この計画に基づいて毎年ごとの取組をまとめ推進していくということで、具体的には、この計画の目的、町民サービスの向上を図るという目的に沿って、8つの項目について具体的な取組を進めていくということですけれども、この8つの項目、答弁いただいた情報システムの整備、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、このほかにAI、RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティー対策の徹底、地域社会のデジタル化、BPRの取組の徹底というところだと思っておりますけれども、この計画も策定されたばかりで、多くはこれから動き出すようなところだと思いますけれども、そういう中で何点か質問させていただきたいと思います。

AI、RPAの利用促進、こちらの関係ですけれども、こちら、他自治体ではAIやRPAの導入、こちらがかなり進んできているということですけれども、こちらは取り組むに当たって導入効果やコスト面、人材の関係など課題が結構あると聞いております。各自治体がそれぞれに調査をし、取り組んでいると思いますけれども、この辺り、現在、開成町の検討状況はどのようなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

RPA関係の取組の状況でございますが、今現在、DXの計画の中で定まっていることといたしましては、令和4年度中の取組をどうしようかということで、予算要求に向けてこれから具体的に調整をしていくという話になってございます。その中で、RPA関係については、今現在、まだ具体的なものは定めてございませんが、今、視野に入れておりますのが、帳票類を読み取りするAI-OOCRといったようなものが使えないかとか、あと業務プロセスを自動化するRPA、こういったものが導入できないかといったようなことは検討の視野には入ってございます。これらについては、令和5年度以降、具体的にどういったことができるかということを順次検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。これから取組だということで理解をいたしました。

続いて、こちらも、では、どうかなと思いますが、BPR、こちらの取組の徹底ということで、ちょっとAIにも絡んでくるかなと思います。書面、押印、対面主義の見直しということですけれども、こちらもデジタル化を進めるに当たって非常に重要で大変なところであると認識しておりますけれども、こちらに関しても現在、町の検討状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

書面、押印、対面主義の見直しということで、今年度、取組は順次進めてございます。今、全体の対応の方針、結果を取りまとめている最中でございますので、またまとまりましたら順次、議員の皆様に御報告を差し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

今、作業の途中だということで、まとまりましたらまた御報告いただきたいと思います。

続いて、テレワークの推進というところで、昨年度コロナ禍ということもあり、テレワーク用にモバイルパソコン、たしか私の記憶ですと20台、約500万円ぐらいでしたっけ、これで購入されたと思います。こちらは9月の決算会議でも質問で出ていましたけれども、それからも長らく緊急事態宣言下にございましたので、今年度、活用状況はどうだったのか。これ、延べ人数ではなくて、このパソコン、

対象の職員の数と実際に利用した職員の数、こちらをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

用意した端末の利用状況ということでございます。申し訳ございません。実人数等については、今現在、ちょっと把握できていないという状況でございますが、テレワーク用ということなのですけれども、大きくは働き方を少し見直すということの中で、例えば、いろいろな様々な使い方をしてございまして。例えば、先日も育児休業から復業する直前の職員に、町が今、どういう状況で、どういうスケジュールで、どんなことが動いているかというのが、その端末があると役場以外からでも確認することができますので、そういった活用をしておったり、あとは、役場にいなくても、ほかの場所で業務をするときにも役場と同じ環境で業務ができますので、例えば保健センターで保健業務をやるときにも使ったりだとか、そういう様々な活用の方法を今、実際活用しているといった実態でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。こちら、やはり、これだけの経費をかけてパソコンを購入したので、ぜひ有効的に活用していただきたいと思っております。ぜひ、今後もこの辺り、しっかりと対応していっていただきたいと思います。

続きまして、情報システムの整備というところの関係で、現在、図書室のインターネット予約や粗大ごみのインターネット予約など、便利になったものもかなりありますけれども、会議室のインターネット予約など、こういったものも私としてはぜひ導入していただきたいと。これ、早いうちに導入していただきたいと思いますけれども、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

施設予約システムという既存のシステムが今現在、神奈川県と市町村で構成しています電子自治体共同運営協議会という中で既にシステムが構築されているという実態がございます。かねてより、そのシステムを使うかどうかという話は、ずっとかねてより検討はしてございましたが、コストに見合うかどうかという問題ですか、あとオペレーション上、それが開成町に合っているかといったような課題があって、今現在、導入はされていないという実態でございます。今後も、ワーキングの中でも、こういった施設利用システムについて検討していくということは視野に

入れてございますので、引き続き導入できるかどうか検討をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ぜひ、前向きに検討を、しかも早いうちに実行できるようにしていただきたいということで、よろしくお願ひします。

続きまして、開成町DX推進計画は今年1月から2026年3月までの約5年間とされておりますけれども、これから様々な取組を実施していくと思いますけれども、そんな中で答弁にありました、この計画の目的でもあります町民サービスの向上、こちらを図るためにデジタル化を進めていくためには、町民のニーズ、これを的確に捉えることが私も非常に重要だと考えておりますけれども、この辺の町民のニーズをどのように捉えて取組につなげていくのか、今後の町の考え方をお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

まずは、町長答弁でも申し上げたとおり、様々な計画策定の基礎データとしての町民の意見を収集していくといったことが1つ。それから、それ以外にも、日頃ホームページ等を通じて様々な町民の意見が寄せられてまいりますので、そういう意見もしっかりと把握しながら、まずどういったニーズがあるかというのを把握してまいりたいと思います。その上で、町が定めたDX推進計画と照らし合わせながら、こういったことは取り組んだほうがいいのではないかという方向性が定まれば、順次、そういうのを具体化してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。町民のニーズ、デジタル化を進めていく上で、ある意味スタートといいますか、基本となるところだと私も感じておりますので、この辺の町民のニーズをしっかりと今後捉えていって、デジタル化の推進の取組につなげていっていただきたいと思います。

続きまして、答弁にございました自治体DX全体手順書、こちらの関係でお伺いいたします。現在、町では認識共有、全体方針の決定の段階まで進み、次の段階である推進体制の整備が課題ということですけれども、こちらの手順、ステップ0からステップ3まで4段階に分けられていると思っておりますけれども、本町ではステップ1まで進み、次の段階、ステップ2の段階にあるということで認識させてい

ただきますけれども、まず、ステップ1の段階で、先ほど質問させていただいてきた今後の取組の関係の工程表、こちらの作成がうたわれておりますけれども、こちら、本町ではこの工程表を策定されているのか。もし、あるのでしたら、後でも結構ですのでお示しいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

計画そのものを本年10月に策定いたしまして、これから工程表ということで、年度ごとの、どういったことをやっていくかというのを取りまとめる予定でございます。ただ、令和4年度につきましては予算要求という状況がございましたので、令和4年度分だけ先行して、どういったものをやっていくかというのをまとめたという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

その辺で、特に私たちが見て参考になるような工程表というのはないというような理解でよろしいのですかね。もしあれば、お示しいただきたいのですけれども。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

御質問にお答えいたします。

今現在、全体を見渡せるような工程表といったお示しできるものはないという状況でございますので、そういうものがまとまり次第、議員の皆様にもまた情報提供差し上げたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。よろしくお願ひいたします。

続いて、ステップ2の関係で推進体制の整備ということですけれども、こちらは主に組織体制づくりの関係だと思いますけれども、本町では開成町ICT利活用ワーキンググループ、こちらは現在、DX推進ワーキンググループというふうに名称を変更したと認識しておりますけれども、こちらのグループが主体となって最高情報統括責任者、CIOですか、これを企画総務部長として府内全体の調整等を行いながらデジタル化への取組も今後進めていくという認識でよいのか、ちょっと確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

推進体制の整備というところで、計画ができて今後推進していくためには、推進体制というのを町としてどうするかというのは大事だと思います。国もデジタル庁を作ったのと同じように、町の中で、例えばですけれども、デジタル班、専門の部署を作るのも1つの検討事項かなということを考えてございますので、今後、内部でまた検討させていただきますけれども、そのような専門部署を作つて、司令塔というとおかしいのですけれども、縦割りではなく司令塔を作つて推進していく体制を整備できれば一番いいのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

今答弁いただきまして、そうですね、こちらの関係、私も以前、同僚議員も言っておりました、やはり専門的な部署、こちらの設置が必要ではないかということで、今、デジタル推進班の設置辺りのお話がございましたけれども、ぜひ、私、こちらは積極的に設置に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そうなりますと、最高情報統括責任者、CIOですか、現状、企画総務部長ということですけれども、もうちょっとその辺で、ちょっと審議前なのですけれども、この会議で部制を廃止するというような議案が上程されておりますけれども、この辺、認められた場合の話になってしまいますけれども、CIO、こちらの関係はどのような方が就かれるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

現状で誰を置くとかというのは、まだ決定してございません。実際問題、先ほど言ったデジタル班であれば、推進班であればデジタルを担当する課長がトップになるのかなというところでございますけれども、現状では、まだ誰がどうだということは今後検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ちょっと仮定前提の話になつてしまふかもしれませんけれども、私、ぜひ先ほどのお話ではないけどデジタル推進班、こちらを設置していただきて、今言ったCIO

○ですか、この辺は国でも、言わば庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう副町長等であることが望ましいと言っておりますので、本町でもやはりこのC I O、ぜひ副町長が適任ではないのかと考えているのですけれども、この辺ぜひ、私としてはC I Oを副町長にお願いしたいと思いますけど、その辺について町の考えが何かあれば伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

これについては人事に絡む問題でございますので、先ほど議員がおっしゃったとおり、この後、また課の設置条例が出来ますけれども、それが通った後に、また内部で十分な検討をして決めていきたいと思っておりますので、この場ではちょっと発言は控えたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

すみません。ぜひ今後、また何か質問があるときに質問させていただきたいと思いますが、そういったことも頭に入れておいていただければと思います。

続きまして、職員、こちらの育成です。形はどうであれ、職員の育成、デジタル人材とか、そういった関係の取組も必要になってくると思いますけれども、この辺について町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

職員の育成ということでございます。私どもも様々な手段を使いながら、研修の機会等を設けながらスキルアップは図っていきたいなと考えてございます。ただ、今現在、ワーキンググループで一つ、側面的なテーマとして掲げておりますのが、職員の成功体験をたくさん積ませていこうということで、積極的に若手職員を中心にいろいろな意見、こうということで業務を効率化していこうといった意見については、なるべく目的に沿ったものであれば具現化していきながら成功体験を積ませていくといったことも考えてございます。

それから、あともう1点、デジタルの専門的な分野の知識という部分では、ほかの都道府県と若干状況が異なっておりますのが、神奈川県の場合は県内14町村で組合を設立して、各基幹業務等を中心に組合で業者の選定・選考等、それから各システムの構築等は中核的に担っていただいているという部分がございますので、この部分については、直接、町の負担はかなり減っているのかなとは考えてござい

ます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

これは、私以前も聞いたことがありますけれども、外部人材、デジタル専門の人材やアドバイザー、こういった外部人材の登用というのは、以前町は考えていないというような答弁をいただきましたけれども、私、やはりこういった方たちの力を借りるというのも非常に必要かなと思いますけれども、再度お聞きしますけれども、外部人材の採用について町の考えをお伺いします。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

外部人材ということでございますが、今後、DXを進めていく中で必要というふうな判断があれば、そういったことも考えていきたいなと思います。今現在は具体的にこういった外部人材を求めるといったことは、まだございませんので、必要なときにそういった対応を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。よろしくお願ひします。

デジタル化、この推進については、効果的な推進体制、この構築が不可欠だと言われておりますので、ぜひ、本町にとっても最善の体制づくり、こちらをしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、先にマイナンバーカードの普及の状況と今後の取得促進の方策は、の関係で質問させていただきます。

今後、デジタル化が進んでいく中でこのマイナンバーカードの普及も非常に重要なになってくると思いますけれども、本町では本年11月1日現在の交付率が40.77%ということで、国や県、平均交付率が大体40%前後になっているということですけれども、国では令和4年度末には、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しているというふうなことをうたわれておりますけれども、この辺を受けて町はどのような見解をお持ちなのか、お伺いします。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、国の見解に対してどうかということですけれども、確かに、国は22年度末までに全国民にマイナンバーカードを普及というようなことをうたっており

ます。それに対しまして町といたしましても、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、町民に対して丁寧な説明と、あと普及に関して引き続き対応していきたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

今後も積極的に普及促進に努めていくということですけれども、国のはうも取得者にインセンティブ、こういったものを付与したり普及促進策を取っているわけですけれども、町でもこういった取得促進の、これ現在でもPR活動、こういったものを行っているという答弁をいただきました。こういったPR活動を今後も積極的に行っていただきたいと思うのですけれども、例えば世代別の取得率、こういったものが分かっているなら、そういう取得率の低い世代、こういったところを対象にしたPR活動とか、より効果的なPR活動、そんなことも考えていただきたいと思いますけれども、そんなことも含めながら今後のPR活動について町の見解をお伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

ただいまの議員の質問にお答えいたします。

世代別の取得率ということですけれども、全国の平均となりますけれども、比較的60代、70代ぐらいの取得率のはうが若干高いような状況になっております。人口に対する交付率といたしまして、今申しました60代で46.7%、70代で46.6%になっております。それに対しまして、若干低いのが20代で36.4%。10代ですとかお子さんとかは抜かしてになりますけれども、若干、若い方々のはうが若干ですけれども低いかなということで、まだ大きく差はないというところもございます。

やはりマイナンバー、今は必要ないというような考えなのか、それともなかなか取りに行くのが面倒だと思っているのか、その辺あるとは思いますけれども、やはり若い方ですと勤めているという関係もあって、なかなかマイナンバーを取りに行けなかつたりということも影響しているのではないかとも考えております。ですので、今、40%の交付率になってきたということで、もっと浸透してくれれば、「ああ、自分も取りにいこうかな」という気になってくるとは思いますので、先ほど申し上げたとおり夜間ですとか土曜日等も開庁しておりますので、そういう機会にぜひ取りに来ていただけるように今後ともPR等をしてまいりたいと思ってございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○ 2番（佐々木昇）

分かりました。この辺、積極的なPRをぜひよろしくお願ひします。

それと、今、答弁にも出てきました交付窓口ですけれども、現在、交付体制の強化ということで夜間開庁、こちらをやっているということですけれども、こちらの成果、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

成果ということですけれども、令和3年度4月から11月までに2,329件、交付してございます。そのうち土曜日は18日間、開庁しているのですけれども、445件、交付してございまして、やはり平日に比べますと土曜日の交付のほうが多いという状況にはなってございます。夜間のみという統計は取ってございませんけれども、平日の平均と比べますと土曜日のほうが1日単位の交付も多いという状況になってございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○ 2番（佐々木昇）

ありがとうございます。

一定の成果はあるということですけれども、これ実際、予定としていつ頃までやるような考えでおられるのか、そこを1点、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

いつ頃までということでございますが、今年の4月、5月ぐらい、やはりマイナポイントがついた時期、非常に混み合いまして、なかなか予約が取れない状況もございました。ただ、今秋口になりますと、ちょっと余裕があるという状況ではございます。ですが、また新たなマイナポイントの制度等も言われておりますので、それが始まればまた混み合うかなと思っておりますので、混雑具合等を加味しながら続けていきたいと思っております。また落ち着いてきましたら、少しずつ、今、月2回、土曜日開庁しているのを月1回にするですか、そういうふうにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○ 2番（佐々木昇）

分かりました。

窓口の関係で、もう1点、聞かせていただきます。以前答弁にもございました、自治会へ伺って、令和元年度ですか、申請のサポート、こういった取組をしていたと思うのですけれども、この辺、私も非常に評判がよかったですと聞いておりますけれども、コロナ禍の関係があるのかもしれませんけど今は行われていないと。ぜひ、こういった取組をまた行っていただきたいと思いますけれども、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

そうですね。今現在はコロナの関係で出張等は行ってございませんけれども、希望があれば、あじさい講座等もございますけれども、それにかかわらず、5名以上ということで今、規定をしている、5名以上集まれば申請していただく申請用紙等もホームページにも出てございますので、集まれば出張していきたいと。もちろんコロナが落ち着いてにはなりますけれども、やっていきたいとは思っております。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ぜひ、よろしくお願ひいたします。

もう時間もなくなってきたので、こういった積極的にマイナンバーカードの普及促進に取り組んでいっていただくということで、よろしくお願ひいたします。

でも、こういう取組を行うと、一方で、担当職員、答弁にもございました増員とか夜間開庁、こういったところでの職員の負担、こういった課題も出てきますけれども、この辺もぜひ注意しながら対応していきたいと思います。

続いて、アンケートの関係ですけれども、この辺、高齢者福祉計画、町民意識調査というところで検討ということでしたけれども、ぜひアンケート調査を行っていただいて、またこのアンケートを採って終わりではなく、この結果を基に今後の対応、対策、こういったものを講じていかなくてはいけないと思いますので、来年度ということですけれども、この辺、できる限りスピード感を持って対応していっていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

続いて、デジタル弱者と言われる方たち、こういった支援、この辺もしっかりと今後もやっていっていただきたいと。その際に、デジタルに弱いという方は高齢者に限らず全ての年代にいるということも念頭に入れながら、高齢者に限らず全ての年代の方を対象とするような取組も研究しながら支援策を今後考えていくべきだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

社会全体のデジタル化が進展する中で全ての町民がその恩恵を享受できるように、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」、これを念頭に町民が必要とするデジタル活用の推進を図っていただくことを期待い

たしまして私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで2番、佐々木昇議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を10時55分とします。

午前10時39分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前10時55分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

9番、石田史行議員、どうぞ。

○9番（石田史行）

皆さん、こんにちは。9番、石田史行でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。第6波に備えてワクチン接種の一層の推進を。

現在のところ、全国のコロナ感染者の新規感染者数は劇的に減少しております。新規感染者数は、大分抑えられている状況でございます。これは、ひとえに国民へのワクチン接種が一気に進んだためであると考えられます。しかしながら、今後気温が下がる冬にかけて、感染の第6波というものは必ず到来すると感染症の専門家は警鐘を鳴らしてございます。

本町のワクチン接種も、かなり進んだ結果、新規の感染者数は低く抑えられているものの、ワクチン未接種の若年層を中心に新規感染者が確認されており、油断はできないと考えます。そこで、以下の点について町の見解を伺いたいと思います。3点、伺いたいと思います。まず1点目、本町の12歳以上64歳以下のワクチン接種率というものは平均で7割を超えております。これは私がこの質問を通告した11月初旬の時点でございますが、各年代ごとのワクチン接種率は。2点目、足柄上郡5町共同でワクチン接種というものをこれまで進めてきたわけでございますけれども、広域連携について、どう総括しておりますでしょうか。そして、3点目、今後、いわゆるブースター接種、3回目の接種と5歳から11歳の子供たちへの接種が開始した場合の対応について、伺いたいと思います。

では、以上、御答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

石田議員の御質問にお答えを順次いたします。

初めに、1つ目の本町の12歳以上64歳以下のワクチン接種率は平均で7割を超えており、各年代ごとのワクチン接種率は、についてお答えをいたします。

開成町における新型コロナワクチン接種については、65歳以上の高齢者から始

まり、現在、希望する町民はおおむね接種が完了したと捉えております。神奈川県が公表している令和3年11月30日時点での全体接種率は、1回目接種者で申し上げますと88.46%であります。年代別の接種率は、10歳代が78.7%、20歳代は78.9%、30歳代は81.4%、40歳代は87%、50歳代は90.3%、60歳代は93.7%、70歳代は93.8%、80歳代は95.3%、90歳以上92.5%となっております。年齢が高くなるにつれ、接種率が高い傾向にあります。また、開成町は神奈川県内の33市町村の中でも3番目に高い接種率になっております。

2つ目の足柄上郡5町共同でワクチン接種を進めた広域連携について、どう総括しているか、についてお答えをします。

集団接種業務に従事する医療従事者の負担を軽減するとともに、確実に医師や看護師を確保した上で実施を行うため、足柄上医師会に1市5町で委託して、5町域では集団接種会場を2か所、設置をしました。集団接種会場の運営は、医療資源の円滑な活用という面と運営費用を抑えるという面においては意義のある体制であったと考えております。

しかしながら、各町の考え方の相違から通知の時期や内容、個別接種のルール等は統一が困難であり、混乱も生じました。また、町によって職員体制が異なるため、体制の整っている特定の町に業務が集中してしまう弊害も生じました。1市5町の範囲に1医師会という他地域と異なる事情もあり、緊急的な状況にどう対応していくか、日頃からの検討の重要性を改めて感じるところであります。

3つ目の今後、3回目の接種と5歳から11歳の子供たちへの接種が開始した場合の対応は、についてお答えをいたします。

まず、3回目の接種についてですが、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正により、3回目の追加接種の法的位置づけがされ、令和3年12月1日から実施することになりました。対象は、新型コロナワクチン2回目の接種完了から8か月を経過した18歳以上の住民基本台帳に記載されている、希望する全ての方としております。

開成町の実施方法については、集団接種と個別接種方式で行いますが、1回目、2回目の接種場所にかかわらず、集団接種を基本として会場を開成町保健センターに町単独で設置をして実施することを計画しております。ただし、重度の障害や認知症など、かかりつけ医での接種が望ましい方については、個別接種ができるよう調整を進めております。一般町民の開始時期でありますが、2回目の接種から8か月が経過した時期として、令和4年2月頃からの接種を予定しております。ワクチンは町民の接種実績により配分されるということですので、限られたワクチンを効果的に町民に接種できるよう体制づくりをしてまいります。

次に、5歳から11歳の子供たちへの接種が開始した場合の対応について、お答えをいたします。

現段階の情報では確かなことは申し上げることができませんが、国からの情報に

よりますと、小児用ワクチンが承認された場合、早ければ令和4年2月から接種可能となる見込みとのことであります。開成町としては、町内の医療機関に協力を仰ぎ、接種を希望する方に個別接種を実施する考えであります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。

町長から一定の御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

私が先ほど申し上げたように、質問 자체を通告したのがもう約1か月前ということで、その頃は新たな変異株のオミクロン株というものの話は全くなかったものですから、私は、そのところが前提として議論をしようかなと思っていたものですから、全く、また一から前提を変えて質問をしなくてはいけないところでございまして。

まず初めに伺いたいのですけれども、オミクロン株に対して、町として、これから接種の前倒しということも、昨日、岸田総理が所信表明で表明されました。8か月、来年の2月からということでございますけれども、前倒しということが現実味を帯びてきておりますので、しっかりとした体制づくり、それをしなければいけないと思いますけれども、現時点でのオミクロン株に対する考え方、そしてそれに備えての体制づくり、それについての現時点でのお考えを、お示しをまずいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

新しい株の流行が予測される中で、昨日の首相の発言を基に8か月から6か月に前倒しという発言もございました。現在、正式な通知をもって、開成町では今、8か月の準備を、先ほどの町長答弁にございましたように、接種券の発送等について8か月という想定で委託事業者等と調整を進めてまいったものでございますけれども、これから正式な発表と市町村への通知を確認しながら、どのような体制、状況において市町村が前倒しをしていくのかというところにおいて再度しっかりと確認した上で、できるだけ前倒しの指示が正式に来た場合には、体制を整えられるよう準備は進めていきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

昨日の今日ですから厳しい質問だったかなと思いますけれども、これは、開成町

の感染状況というものは、私の確認しているところでは、10月末に60代の男性の方が確認されて以来、新規の感染者は出でては、今のところはいないわけでございまして、今のところ落ち着きはあるわけですが、岸田総理がまさに所信表明演説の中で危機感を出されていましたように、先手先手で準備をしていかなければ、この間のような第5波のような再来というものが危惧されるところであります。ですから、しっかりと体制を整えていかなくてはいけないと思うわけでございます。

そういう意味で総括というか、これまで5町でワクチン接種を進めてきて、そして接種率も県内でも非常に高いところまで今、来たということでございますけれども、振り返ってみますといろいろなことがございましたよね。いっときはワクチン接種率、65歳以上の方は非常に高くいたわけですけれども、若い世代の方々の接種が始まった途端に接種率が県内でも非常に遅れたと、近隣の市町と比べて、というときもありました。ですから、そういったところをしっかりと検証というか、それを教訓として生かしていかなければいけないと思うわけでございます。

先ほどの町長の最初の答弁では、今後の3回目の接種については開成町単独で、5町連携ではやらないということを明確に御答弁されましたけれども、その辺の検証というものをしっかりとしなくてはいけないと思うわけでございますが、その辺のところを、先ほど通知の時期や内容、それから個別接種のルール等が統一が困難であって混乱も生じたというふうな話でありましたけれども、私、5町で広域連携をするメリット、当然、運営経費の削減ですとか、そういうものがあったと思いますけれども、統一が困難だったという、この辺りの先ほどのところが非常に引っかかるのです。何で、このような混乱が生じてしまったのか、そのところをもう一段、詳しく御説明をいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

5町共同で会場を設営したというところはございますけれども、それぞれの5町の中でも高齢者人口の比率、人口、それぞれの行政区によって非常に特徴がございます。高齢者からスタートすること、あと、その前には神奈川県が行う医療従事者というところ、いろいろな枠の中でスタートした中なのですけれども、最初はワクチンの供給のされ方についても基本的なルールがない、加速化しながら一気に進めてくださいという指示の下に進めた中で、それぞれの人口、高齢者の人口割合について、それぞれ2か所の接種会場において割合を示しながら接種を進めたりというところもございましたけれども、やはり大本の行政のそれぞれの母数、そして人口構成比率の違いなどから、それぞれの接種を進める計画の違いなど、共同で計画自体を立てているわけではなく、それぞれの町の接種計画に沿って進めるというところの中で、詳細についての通知の時期、あるいはそれぞれの町でどういうふうな特例接種を進めるのかというところの優先接種の設定の仕方など、詳細につい

て詰めることはできなかったというところは分析してございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

過ぎたことですから、それをとやかく言つてもしようがないので、あまりこれ以上は申し上げたくないのですけれども、苦言に近い形になりますけれども、広域連携というものがメリットよりもデメリットのほうが大きく出てしまったのかなというところは非常に痛感しているところでございます。だからこそ、3回目の接種に関しては、もう5町連携ということはやらないということになったのだと思いますけれどもね。

1つ私、申し上げたいのは、具体的に町民の方からお話を伺ったのは、65歳以上の接種というのは非常に、私、順調に進んでいるというような報告を行政サイドのほうから受けておりましたけれども、今回これを、私、質問するに当たって事前に連絡をいただいたのは、結局、6月にその方は接種の予約を取ろうとされたのです。ところが、案の定、コールセンターがつながらないというようなことで、その方は結局、その方は、なかなか電話がつながらない、だから、その方はたまたまスマホをお持ちだったので、ネットで予約をしようとして見たら、もうあと1枠しかないみたいなところで、非常に焦ったと。結局、その方は取れましたけれども、非常に不安だったということです。

その方のお友達の方は、高齢者ですけれども、その方は当然パソコンとかはできません。スマホはできませんから、コールセンターで夫婦で取ろうとしたのですけど、まさに1日がかりで、電話がとにかくつながらないということがあったそうでございます。

それともう1つは、かかりつけ医です。かかりつけ医の考え方というか。私も、かかりつけ医というのは、数回病院に行けば、かかりつけとして受け付けてくれるのかなと思っていたのですけど、そうでもなくて、かかりつけ医という捉え方、病院によってもまた違うというか、要するにかかりつけ医ではないために断られたということで、予約を非常に取るのに苦労されたというような御意見を残念ながらいたいたのです。

その辺の検証というか、その辺のところの町行政にそういう声が届かなかつたのかどうか。私は非常に懸念するところですが、その辺の検証をどのように捉えられておりますでしょうか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

1・2回目の予約の体制についての検証ということで御質問ですけれども、対策

本部にもその声は届いております。毎日、やはりコールセンターがつながらないこと。コールセンターの持ち方も共同で行いましたので、5町が一斉に予約をスタートしたときの電話のつながらなさ等についての課題をできる限り対処するということと、2回目接種の辺りから、高齢者接種が終わった後からですけれども、コールセンターの単独設置等を町独自で検討しながら対応してまいりました。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

すみません。ちょっと補足をさせていただきます。

電話がつながらない、ネットがつながらない、なかなか予約が取れない、そういう声は多くいただいております。その原因について分析せいというようなお話だと思いますけれども、基本的に5町でやったことで各町に割り当てられた枠というものが存在すると。それに対して、受けたいという方が多かったと。単純に言うと、そのところにそこが生じたということで、あとは回線の問題等、いろいろありますけれども、私ども、決して私どもも言い訳をするわけではございませんが、日本全国、どこでもそういうような形で、かなり混乱していたという状況は議員さんも御理解されていることと思います。

私どもとしましては、そういうような声がありましたので、その後は5町共同だけではなくて町単独でコールセンターの委託をお金をして続けさせていただいたり、そのような対応もさせていただきました。なるべく町民の方に寄り添うような形で、御批判の声を受けないような形で、できれば私どももやりたいと思っておりますので、これを教訓にして今後につなげていきたいというのが一つでございます。

また、かかりつけ医の問題でございますけれども、これは、大変申し訳ないのですけれども、それぞれのクリニックの先生の考え方にもよります。診察券を持っていらっしゃれば、かかりつけ医だというふうな解釈をされる方もいらっしゃいますし、常に行って薬をもらっていないければ、うちは受けないよというような考え方もあるとは思いますので、これは決して一地方の問題ではなくて、家庭医とか、そういう大きな話にもつながることでございます。

御承知かと思いますが、イギリスでは、まず家庭医にかかるから大きな病院にかかるという、これはもう社会的にそれが当たり前のようになっている。日本では、まだそこまでいっていません。そういうような全国のクリニックの考え方、あるいは医師会の考え方、また行政の考え方、そこら辺をもう一度検証してみる、あるいは検証しながら、こういうような危機的対応を取らなければいけないときにどうするべきかについて、不斷に考えていかなければいけないのかなど、そのように思ってございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

部長から、また課長からも答弁をいただきまして、ありがとうございました。

今、私が申し上げたような町民の声というものは届いているということでありましたし、そしてそれをしっかりと今回の教訓として受け止めたいというようなお話をございましたので、それこそ、私、5町連携ということはまさにコールセンターも当然回線数も多くなるのだろうなと思っていたのに、逆に5町連携でやったために回線の数というか割当てというものが、つながりづらくなつたというのがあったということは、これはやはり1つ今回のまさに教訓として受け止めいかなくてはいけないですし、そして今後前倒しが予定されている3回目のブースター接種、このところでは、そういったところができるだけないように、できる限り、当然回線の数の限りもあるかと思いますけれども、工夫をしていただいて、町民の方から予約が取れない、困った、そういったような声にならないように、しっかりと今のうちから、今からしっかりと今回のことを検証して進めていただきたいなと思いますが、再度、御答弁をいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

1・2回目の経験を生かして、どういうふうに3回目を進めるかというところでございますけれども、3回目のブースター接種につきましては、原則的には集団接種、先ほど町長の答弁にもございました、町では保健センターに町単独での集団接種会場を設けまして実施する予定で準備を進めております。

その中で、前回、予約が取れなかつたというところを基にして、今回は、1・2回目を接種した方がもう確実に把握できる状況で3回目を接種するということでございますので、日時指定型方式ということで、集団の希望を取らせていただきまして、今度はワクチンの種類がファイザー、モデルナということで、種類が2種類になりますけれども、そちらの確認と集団を基本とするということで、こちらから日時の指定をさせていただいた中で通知をさせていただいて進めようという準備を進めてございます。

ただし、先ほどの説明、答弁にもございましたように、認知症とか、あと本当に重篤な疾患を抱えている透析の方等、個別でかかりつけ医での接種が望ましい方につきましては、地域の医療機関のかかりつけのほうで受けられるように現在調整中でございます。

説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

分かりました。課長のお話のとおり、いろいろと工夫をしていかれるというようなことを確認が取れましたので、見守ってまいりたいと思います。

それで、3回目接種に関しては、その辺で終わりたいと思います。

続きまして、5歳から11歳の子供たちへの接種が開始した場合の対応ということで、これにつきましても、もちろん子供への接種というのは、まだ厚労省のほうで審査中ですから、そもそも接種をするかどうかも分かりませんけれども、ただ、こういった状況になってきますと、なかなか接種を認めないとというのは考えられにくいのかなと私は考えているところでございますけれども。

開成町としては、接種を希望する方に個別接種を実施されるということでございますけれども、これはいろいろな考え方が、まだ国としての考え方が決まっていない中での議論で難しいのですけれども、ただいわゆる感染力が強いデルタ株といったものが出て、まさに第5波では、全国で保育所、学校、それから塾といったところでクラスターが発生すると。そして、子供の感染の件数が当初は少なかったですけれども急増して、そして子供から保護者の方への家庭内感染というのも広がったというのが事実としてございました。

そういうことで踏まえて、なかなか悩ましいところではございますけれども、町として子供への接種というものを推奨していく立場に立つかどうなのかも含めて、体制も含めて、再度、考え方をお示しをいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

5歳から11歳の方を対象にした接種の町の考え方というところでございますけれども、国から詳細の指示を待ちまして進めるというのは基本でございますけれども、個別接種、今12歳から15歳の方につきましても、小児科の分野というところで集団接種ではなく個別接種を中心に行なめるというのが日本小児科学会の方針でもございまして、丁寧にしっかり個別の状況に応じて行なうというところで実施してございます。

今後、さらに小さいお子さんの11歳以下、5歳から11歳までのお子さんにつきましても、個別接種で丁寧にかかりつけ医あるいは小児科でお子さんを診る、日頃、診ている先生、医師の方が接種をしていく形になろうかと想定してございますので、地域の小児科を併設する医療機関と調整しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

今回、第5波というか、これまでのコロナの感染が進む中で、開成町でも残念な

がら教育現場でも感染する子たちが出たために休業になったり、いろいろ大きな影響があったわけでございますから、子供への接種を進めていくということが私は必要なのかなと。もちろん、大前提として、しっかりと中立的な正しい情報をお示した上で、親御さんでしっかりと了解をしていただいた上で接種をしていただくという前提ではありますけれども、やはり学校内でクラスターが発生した場合は影響が大きいですから、このところの考え方を教育の現場でもしっかりと備えておかなくてはいけないと思うわけでございますけれども、その辺の考え方、それもお示しいただければなと思います。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

突然、教育ということですので、今、お答えできる範囲でお答えしたいと思います。

まず、厚労省が安全であるという見解を示したからこそ5歳から11歳の接種が可能になるのだろうということが大前提だと思います。なぜ、今、まだその年齢が接種できていないか。安全性の確保が、まだ未定である、未確定であるということだと私は思っているところです。仮に接種が可能となつたならば、安全なワクチンなのだと解釈はします。

そこから先ですが、我が子への接種につきましては、学校、教育委員会から「やってください」、「やれ」とは決して言えないことかなと思っております。ですので、保護者の御判断ということになろうかと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

町民福祉部の立場から御答弁させていただきます。

今、教育長もお話がありまして、なぞることになるかもしれませんけれども、今、国で審議中というようなワクチンに対して、それがまた認められた場合には、恐らく安全であろうということは私どもも同じ考え方です。しかしながら、町といたしまして、それが認められたからお子様に対して積極的に打つように推奨しようというような考え方は現在のところ持つておりません。あくまでも保護者の方、それから御本人、それからかかりつけのお医者さん、その中で、「この子は必要なんだ」「私は打ちたくない」という保護者の方もいらっしゃるかもしれない。そのような社会的コンセンサスがまだまだ得られていない状況で、町として積極的にやるべきだ、そういうようなお話はできないものと私どもは考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○ 9 番 (石田史行)

非常に答えづらい質問をさせていただきました。取りあえず、現時点での考え方ということで、いずれにしても国が、厚労省で安全性を審査しているわけですから、それが出ないことには何とも議論しようがない話ではありましたけれども、私、お子さんは割と軽症で重症化しないというようなことを聞いておりますけれども、私が実は町内で感染されたお子さんの御家族の方からその後の状況を聞いたところ、陽性になったのですけど、結局、鼻水がちょっと出たぐらいで熱も出ないで落ち着いてはいるのですけど、何か非常にやる気がなくなってしまった。倦怠感というもののではなくて、何か感染する前は非常に快活な子だったので、その後、後遺症と言っていいのかよく分からぬのですけど、といったことが御家族の方も非常に悩んでいらっしゃいました。

そういうところを考えると、子供の後遺症ということもやはり 1 つ考慮しなくてはいけないのかなと思って、私も一応、現時点で考え方を確認をさせていただいたところでございます。

これについては、繰り返しになりますけれども、国の考え方、国が決めることですから、それに従って肅々と進めていただくと。何よりも、話はちょっと元に戻りますけれども、3 回目のブースター接種、これをしっかりと円滑にスムーズに、打ちたい方、特に高齢者の方から打っていかれるわけですけれども、しっかりと準備をしていただきたいと思いますし、町長におかれましても現場に適宜確認をしていただいて、進捗状況というものを逐一確認をしていただくように、あるいは適宜指示出しというのも、これは町長にしっかりとやっていただきたいなと思いますが、町長の今後の 3 回目の接種における考え方をお聞きしたいと思います。

○ 議長 (吉田敏郎)

町長。

○ 町長 (府川裕一)

3 回目の前に、先ほどから話が出ていますけれども、5 町で広域にやった中での反省も含めて、今回、先ほど言いましたように開成町は単独でやりますよと。それぞれの町によってコロナのワクチンの対応が、職員に対する組織のあれも違いますし、そういう意味では私のところはきちんと今回できている中で、単独でやったほうが開成町民のためになるという判断の中で決めました。

3 回目の中の、いろいろ今、子供たちへの話も出ていますけれども、先ほど個別に 20 代から順番に接種率の数字が出ていたと思いますけれども、そういうことを考えると相当、88%を超える方が、希望する方が受けたということは、それなりに皆さん危機感を相当持っておられるのかなというのは認識の中で持っています。それを今度は子供に対してどう考えるかは、また保護者それぞれの問題でもありますけれども、体制としてはきちんとやっていけるような組織体制、また運営体制はやっていくということで、きちんと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

今回のいろいろワクチンが、国から供給が足りなくなったりとか、一概に我が町だけの責任だけではどうしようもないような状況もあって、町長と議長が神奈川県の副知事に直談判されて、それで何とか結果的にはワクチン接種率というものが県内で3番目のところまで来たというところでございます。紆余曲折ありましたけれども、やはり初めてのことでしたから手探りの中でやられたことなので、町民の方からもいろいろと不満は私も直に聞きました。ですけれども、やはりこれは命に関わることですから、危機感を持って先手先手で、まさに対策というか準備を進めていっていただきたいと申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

以上で9番、石田史行議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時38分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後1時30分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

4番、前田せつよ議員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

皆様、こんにちは。議員番号4番、前田せつよでございます。

通告に従いまして、1つの項目について御質問いたします。ヤングケアラーの支援体制を問う。

ヤングケアラーとは、家族の介護や世話を担う18歳未満の子供の名称です。国は、昨年12月から1月にかけて初の実態調査を行い、中学生は約17人に1人、高校生は約24人に1人がヤングケアラーとの結果を4月に公表し、その後、国は支援策を示しておるところでございます。

ヤングケアラーと定義される子供たちは、どんなことを行っているのか。その中身は多岐にわたり、例えば、料理や洗濯などの家事、幼い兄弟の世話、祖父母の介護、認知症の家族の見守り、親の精神的なケアを担うなどが挙げられております。ヤングケアラーは、学業や友人関係を築くなどの自らの時間や思いを犠牲にし、家族の世話や家事の担い手となっている子供たちです。さらに、コロナ禍における生活も約2年が過ぎようとしておりますが、経済的に厳しくなってしまった家庭環境を訴える町民の声も聞くところでございます。

そこで、子供たちの健やかな成長を守るために、本町においてもヤングケアラーについての実態を早急に把握し、適切な支援を行うべきであります。よって、ヤン

グケアラーについて次の項目を問います。1、現状の認識と実態の把握は、2、今後の支援体制は。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

前田議員の御質問にお答えします。

ヤングケアラーとは、通学や仕事の傍ら、障害や病気のある親や祖父母、年下の兄弟などの介護や世話をしている子供たちを指しております。国が今年3月に立ち上げたヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームにおいて、現状、課題及び今後取り組むべき施策について報告書が取りまとめられました。

神奈川県においてもヤングケアラーへの支援を重要な課題として捉え、ヤングケアラーにとどまらずケアラー全般の支援を充実させるため、ケアラー支援庁内連絡会議を設置し、庁内横断的に対策を講じるとしております。県内各市町村に対しては、ヤングケアラーの啓発や相談支援の実施など、要保護児童対策地域協議会を中心とした取組を進めるよう依頼しているところであります。

それでは、1つ目の現状の認識と実態の把握は、についてお答えをします。

ヤングケアラーについての現状認識ですが、家族の病気や障害のために長期のサポートや介護、見守りを必要とし、それを支える人手が十分にない場合に、子供であってもその役割を引き受けて家族の世話をする状況が生まれ、その結果、育ちや教育に影響があるという課題が生じるとされております。そのため、子供の心身の健やかな育ちのためには、これらヤングケアラーの早期発見や支援につなげる取組が必要であると考えております。

次に、実態の把握についてですが、ヤングケアラーの実態に関する調査は、厚生労働省と文部科学省が連携し調査研究が行われ、令和3年3月に結果が取りまとめられました。前田議員の御指摘のように、世話をしている家族がいるという生徒の割合は、中学生が5.7%、およそ17人に1人の割合、全日制の高校の生徒では4.1%、およそ24人に1人の割合でした。

また、神奈川県では今年2月にケアラー全体の実態調査を実施しておりますが、ヤングケアラーに限定した調査は実施されておりません。開成町におきましては単独での実態把握は行っておりませんが、これまででも学校、医療機関、福祉事業者、児童委員、子ども食堂などの各機関における実際の活動においてケースの把握をしており、これを踏まえ、今後、ヤングケアラーに対する意識や概念を加えることでヤングケアラーの実態把握が進むものと考えております。

2つ目の今後の支援体制は、についてお答えします。

今後の支援体制についてですが、国のヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームが取りまとめた報告書では、次のとおり示さ

れております。1点目は、支援者団体等を活用し、ヤングケアラーの仲間などが行う悩み相談による支援の検討です。2点目は、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭など、家庭の状況に応じ適切なサービスにつなげられる重層的支援体制による包括的な支援体制の整備推進です。3点目は、福祉サービスへつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めたヤングケアラーの支援体制の在り方の検討です。4点目は、教職員が行政機関へのつなぎを円滑に行うことができるよう、教育委員会におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を支援し、福祉部局による必要な支援につなぐための相談体制の充実を図ることです。5点目は、ヤングケアラーが子供であることを踏まえ、子供らしい暮らしを奪わないように家族へのケアに係る負担を軽減、また解消するため、世帯全体を支援するという視点を持った福祉サービス等の利用です。6点目は、幼い兄弟をケアするヤングケアラーの支援については、保育サービスに加え家庭での家事や子育て支援をするサービスが必要となるため、家庭支援の在り方の検討です。

また、ヤングケアラーは、まだその名称や概念自体の社会的認知度が低いため、社会的な認知度を向上させるために、国では2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間として、広報媒体の作成、全国フォーラムなど広報啓発活動を実施して社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中学生、高校生の認知度5割を目指すとしております。

具体的には、ポスター、リーフレット、広報動画を作成したり、広報啓発イベントの開催をするとしております。また、福祉・介護・医療・教育など、それぞれの機関、分野においてヤングケアラーに関する周知、広報を実施するため研修会、講演会などを開催し、関係者の認知度を高めるとしております。

今後は、国・県の施策、取組を踏まえ、開成町としても、既存の要保護児童対策地域協議会などでもヤングケアラーの視点を含んで協議できるように検討するとともに、関係機関が連携することで町全体のセーフティーネットを充実できるように取組を進めていきます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

町長から一定の御答弁をいただき、ありがとうございました。

先ほど私の通告文、また町長の御答弁の中にございました国の調査に関わった大阪歯科大学の濱島教授のお話を最初に少し御紹介させていただきたいと思います。

濱島教授は日本のヤングケアラーの研究の第一人者であり、11月にも何度かＮＨＫのヤングケアラーの特集番組にも出演をされておりました。ある月刊誌の8月号インタビューの記事で、濱島教授はヤングケアラーについて懸念されることということについて幾つかお話をされておりました。その中の2つを御紹介いたします。

1つとして、親の手伝いとヤングケアラーを同一視する世間の風潮が根強く日本には残っていること。2つとして、ヤングケアラーの実情が正しく理解されていないこと。

さらに続きまして、2つ目の件につきまして、もう少し詳しくお話ししますと、それに続いて重要な点で指摘したいのは、ヤングケアラーといえば家族の世話が物理的に大変な子供たちに限った話との誤解がある点だと強く御指摘をされていました。ヤングケアラーの中には、ほかのケアラーに比べると自分はまだ大したことがないと考えて助けを求めるにくなる子もいるので、十分な配慮が必要だ。ヤングケアラー、イコール苦しんでいる子供という先入観を持つことなく、しかし、必要なときには全てのヤングケアラーを分け隔てなく支援していくべきだというようなことを発信されていました。

それでは、再質問をさせていただきます。

実態の把握についての町長の御答弁では、ヤングケアラーの早期発見や支援につなげる取組は子供の心身の健やかな育ちのために必要であるという御答弁をいただき、共通の認識をいただきました。さらに続きまして、開成町の現状の中では、ある程度のケースを確認しているということでございましたが、その具体的なケースというものを教育現場の立場、また、それ以外に町部局の立場から具体的なケース実態を教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

前田議員、もう一度、質問をお願いします。

○4番（前田せつよ）

開成町単独での実態把握は実施しておりませんが、学校、医療機関、福祉事業者、児童委員、子ども食堂などが実際の活動において「ケースの把握をしており」ということで、実際の様々な団体、学校においての「ケースの把握をしており」ということの具体的なケースの内容をお示しいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

前田議員の御質問にお答えいたします。

具体的なケースということで、実際に詳細ということではありませんけれども、例えば、児童委員さん等がそういういたケースを連携されて把握されて実際に関わったりとか、子供の関係の要保護対策協議会等の絡みの中でその辺の事例についてお話をされたりとかという、その辺の連携をされているというようなお話を伺っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

要保護児童対策地域協議会のお話が今、参事の御答弁からもありましたが、県は各市区町村に対して要保護児童対策地域協議会を窓口にするというように努めてほしいという依頼が来ているという御答弁を最初にいただいたわけでございますが、現状、開成町の要保護児童対策地域協議会の現状はどのようになっていらっしゃるのか、御答弁願います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

現在、児童虐待防止法に基づきまして、要保護児童対策地域協議会を町部局を中心になりますして関係機関と連携を取りながら、年数回、代表者会議あるいは実務者会議、必要に応じてケース検討会議ということで、それぞれの状況に応じてケース検討等をさせていただいて、処遇、方針を決めたりしながら、みんなで見守り、あるいは、もう児童相談所に送致という形で対応させていただいているところでございますけれども、この児童虐待防止法の位置づけ、子供たちの権利と命を守るという緊迫した人権、命を守るというところにおいて、結果的に兄弟の世話をするために学校を休まざるを得ない状況にある家庭等は、この見守りケースの中に何件か入っているというのは実情でございます。

ただし、ヤングケアラーというくくりの視点だけではなく、重層的ないろいろな課題を抱えている家庭ということで、関係機関でしっかりと見守りながら、児童相談所も入っていただいたり警察も入っていただいたりということで見守っているケースがございますけれども、必要に応じて、そのお子さんの子供としての権利、そして安全が脅かされる状況においては、しっかりと、この要保護児童対策地域協議会の中で見守っている状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

ただいま御答弁いただきまして、大変深い視点で、また子供たちの命に関わるというところで、かなり重い案件もあるだろうなというふうな思いで、今、御答弁を聞いたわけでございます。

実際、子供たちのまず実情というところの把握の部分で、やはり何といつても学校教育現場が子供たちと一番長くいる場所でございまして、そので学校現場で、まずは、その現場の中でも速やかにヤングケアラーではないだろうかというような部分での情報を吸い上げていくという姿勢が教育委員会にも必要になってくるであろうと思いますが、その点につきまして御質問いたします。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。

学校は3分の1日分、子供たちは過ごしているわけです、各家庭から離れて。先生や子供たちとともに共同生活をする中で、SOSを発信することもあります。昨日と違うねと感じることもあります。

友達同士で遊んでいる中の話題として、「うちはこうだよ」「いやいや、うちはこうだよ」と、子供同士で情報提供し合うこともあります。その中で、「先生、何とかちゃんは、何かこうなんだって」という報告もあります。保健室に行ってクールダウンしながら、保健の先生に我が事をぽつぽつと話すような子供もいます。スクールカウンセラーに相談をする子もいます。担任以外の先生に、ぱろっとこぼす子もいます。今、お話しした「こぼす」ということは、全部がヤングケアラーという意味ではなくて、自分の悩み、立場など、あるいは友達と嫌なことがあったなどなど、様々なことを話します。

町内の学校で、ではそういう様々な情報をキャッチする中で、いわゆるヤングケアラーと、法令上の定義はないわけですけれども、先般の調査で定義されたヤングケアラーというところに当てはまる情報は入っておりません。ですが、議員おっしゃるように、さらに教職員のヤングケアラーという概念、一層、学習指導、啓発、させたいと思っているところですが、じゃあ本当にヤングケアラー、ないのということになるわけですけど、繰り返しますが、情報としては1件も上がっていません。ただ、様々なお子さんたちがいますので、日々アンテナを張って情報をキャッチするということには努めています。

開成町の場合、キャッチしたならば関係諸機関と連携を取るということは太いパイプがございますので、早いケース会議等に持っていくことはここまでも行っているとおりで、太いパイプがありますので、連携は相当構築されていると思ってございます。ただ、私からは、今のところヤングケアラーということについてのケース会議ということは、教育委員会所管としては1件もございません。

すみません。長くなりました。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

先ほど最初の町長答弁の中で、県は様々、まず県の体制としてはケアラーのものを掘り下げて、その後ヤングケアラーという形の中で周知しながら県の体制は整えていったというようなお話もあったわけでございますが、神奈川県で2018年から市町村と連携し、児童福祉や教育など子供に関わる機関を対象にヤングケアラーに関する研修会を行っているという県の正式発表を聞いておるところでございますが、それを受けまして、本町において県の主催する研修会、もしくは自発的にヤングケアラーに関わる研修会に参加されている職員、教職員等々いらっしゃれば、そ

の現状を御答弁願います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

では、子育て健康課の範疇でございますけれども、ヤングケアラーというのを県が庁舎内の連携会議を開き県として検討を始めたということとともに、6月10日付で市町村においては要保護児童対策地域協議会でしっかりと取組を進めてほしいという文書を頂きました。これをもって、児童相談部局といたしましては社会福祉士を2名、県及び海老名市が主催いたしました会議・研修会に参加させていただきまして、まず担当部局、子供を扱う部局がこの視点をしっかりと学んでこようということで、職員の研修に行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

今、御答弁いただきまして、研修をまだ受けたばかりだというところで、本当にこれから始めるという、スタートラインについているというような感じを受けるところでございますが、まず今まで町部局、教育委員会部局とやり取りをいたしまして、やはり第一義としましては、ヤングケアラーとは何かということを教職員、また町職員、そして町民、また福祉に関わる方々に、しっかりとヤングケアラーについての周知というものをしていく必要があろうというところで今、考えておりますが、その点、県は云々、国は云々というような形で御答弁を先ほどいただきましたが、実際、周知をするために本町としてはどのようなことをやっていくのかという具体的な答弁をいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

前田議員の御質問にお答えします。

町で、どのような施策をするということのお話でございます。実際、今の段階でまだこうこうこういう具体的なというところはございませんが、ある程度想像できるといいますか、今後、こういうような形になるのではないかというところでお話をさせていただきます。

まず、例えば、民生委員・児童委員の協議会の中で役員会もしくは定例会というようなものがございます。こういった中で地域の皆様と直接触れ合う民生委員さん等にヤングケアラーの意識を持っていただくことによりまして、対象となる御家庭等の中に入っていただくことによりまして、その辺の認識をしていただくと。

それから、例えば介護保険のケアマネジャーさん、そういった方々についても、御家庭の様子ですか、そういうところに対してもその辺の周知を、これは開成

町独自でできるとは限りませんけれども、例えば、国・県等のこれから3年間かけてヤングケアラーについて周知をするというようなことで先ほどの町長答弁にもございましたけれども、そういった部分の中で、介護のケアマネジャーさん、あるいは障害のほうのケアマネジャーさん等、そういった方々についても合わせてそういった部分もできるかと。

それから、町として、例えば、社協の職員ですとか包括支援センター、それから町職員等の中でも、その辺の研修、国等からの資料等がこれから出てくると思いますので、そういったものを使っての研修等ができるのかなと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

今、様々、本町においてこういうことができるであろうということで御答弁いただいたわけですが、私も様々、今回、一般質問するに当たって考えまして、本町で今までやってきたことの中で、啓発という部分で必ず御答弁いただいたり町が展開している内容としましては、やはり町のホームページ、それから、そのカテゴリーに対する冊子の製作、例えば「ヤングケアラーとは」というような冊子の製作というのも入ってくるのではないかなど。

あと町独自としては、あじさい講座、ある程度の人数が集まらなければということではあるでしょうが、あじさい講座も有益ではないかなと思います。

また、これは最近、選挙が18歳以上となったところでも本町においてはなさったと思うのですが、高校に出前講座でしたか、中学校に出前講座でしたか、そういう形で、やはりヤングケアラーというふうな視点を持った場合には、学校に行って出前講座を行うなどなど、こういう事柄も啓発、周知というところではいかがかなと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

前田議員の御質問にお答えいたします。

大変、ただいま有益な御意見をいただきました。内容につきまして、実際に国・県等から、その辺のヤングケアラーに関する広報媒体ですとか、そういったものを恐らく、この後、発出されると考えられますので、そういった中で、様々な部局にわたるお話だとは思いますけれども、その中でこういった周知ができればいいのかなと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

最初の町長答弁の中に、今後の支援体制が国からこのように示されている、報告書に上がっているということで、7項目ほど国の提案、案件というものが答弁がございました。そのお話を聞いている中で、また今の渡邊参事のお話を聞いている中で、これは府内を横断的にやっていかなければならない施策になろうかと思います。

そうなってくると、例えば、町長答弁にございました家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要となるため家庭支援の在り方の検討、また、先ほど教育長がおっしゃっていた教育委員会部局と行政部局のつなぎをさらに円滑にするための相談体制の充実となりますと、やはり専門家を招き入れてしっかりとしたプロジェクトチーム、もしくはこのサービスをする部門の新設ということも視野に入れる必要があろうかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

前田議員の御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーを推進するに当たっての新たな部門ですかプロジェクトチームの創設ということでのお話でございます。国でも、ヤングケアラーというのは1つの課題だけではなくて、例えば、介護・障害・子育て・教育というふうな複雑な分野にまたがるということで言わせております。

様々な支援の方法、それから様々な機関が連携してということになりますので、町の中でもいろいろな部門がございまして、これが、今、開成町は幸い小さい町ということで、先ほどの教育長からのお話もありましたけれども、各機関が目に見える関係で本当に太いパイプでつながっているというところがございます。ですので、そういった部分も使って、いわゆる重層的支援体制ですか、こういったものを町の中でつくっていけたらいいのかなと思います。

ただ、組織・機構という部分も絡みますので、その辺につきましても、今後の組織・機構の改正の中での1つの選択肢になるのかなと考えます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

先ほど午前中の同僚の議員の質問の中に、本12月定例会議に機構改革に関する議案が出ていると。まさしく、その辺も加味して、このヤングケアラーに対しての支援体制をどのように図るのかと、しっかりテーブルの上に乗せて御議論をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

ヤングケアラーの支援体制ということでございます。先ほど渡邊参事からお話をありましたけれども、今後の選択肢の一つとして、議員のおっしゃるとおり、ヤングケアラー、今後の動向を見ながら、町としても、もし対処しなければいけないようであれば、支援体制というところでプロジェクトチームなり先ほど言った機構改革なり、今後、考えていくべきと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

答弁、ありがとうございました。開成町は人口が増加して、県内で子供たちも本当に大勢、町内にいる町でございます。しっかりとヤングケアラーという部分を大切に捉えて、進んでいただきたいと思います。

先ほどの町長答弁の中にございました、国が2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間とするという答弁がございました。具体に国としては中学生、高校生の認知度を5割という数字まで出しておるところでございます。それに向けて、本町もしっかりとそれに向かって動いていっていただきたいと思いますが、その点、先ほどの答弁の中で様々な専門の職種の職員等々、教職員がますます必要な案件になろうかと思います。しっかりと、この2022年度からの3か年の集中取組期間を踏まえて、開成町として国や県に連携して必要な人材の確保に早急に対応するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

すみません。人材確保ということで、私が手を挙げてしまつてよかったですのかというところもございますが、まず人材確保という部分で、例えば考え方として、1つの方法として、実際に今いる職員ですとかそういった方々の底上げをするというそういう部分で、例えば職員とか、そういった方々の研修、府内研修ですとか、あるいは先ほど私の方で申し上げたケアマネさんですとか民生委員さんですとか、そういう方々の部分も底上げをするというようなところもございます。採用部分とか、そちらになりますとちょっと難しいところはありますけれども、そういう現有勢力をまずは強くするというところはあるかと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

実際、具体的な話をしますと、例えば、教育現場におきますと、教育支援に関わる

コーディネーターさんとか、いろいろな様々な役を持っていながらも、先生方は担任を持っていたり、ほかの仕事も重複してやっている現状を見受けます。また、開成町のこちらの庁舎内におきましても、保健師の資格、社会福祉士の資格をお持ちの方は、かなり広い範疇に関わってお仕事をされるということは、日頃の理解と町当局のやり取りからかいま見られるものでございます。せっかく国が予算づけもしっかり、厚労省と文科省が来年度予算に概算要求をして、自治体に対してお金まで張りつくであろうというような姿が見えているのに、そのような遠慮がちではなくて、しっかり取りに行くというような御答弁がいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

学校教育課長。

○学校教育課長（岩本浩二）

学校のケースとしてお答えをさせていただければと思います。

補助金の話もございましたけれども、今、学校の相談体制の中で、スクールソーシャルワーカーの先生であるとかスクールカウンセラーの方などを、今、スクールソーシャルワーカーにつきましては月に1回、スクールカウンセラーは週に2回ほど派遣をさせていただいておりますので、今、おっしゃっていただいた補助金等を活用してこの辺りの支援体制の強化がかなうということであれば、積極的に補助金等の活用を図っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの課長の答弁に補足をさせていただきます。

1中、2小、数の上では少ないのですが、子供の数が増えている町内にあって、今、県教育委員会、教育事務所を通して様々なお願いをしているところです。1つは教職員の加配、スクールカウンセラーの加配、本年度は2人いただくことができています。小学校にも置くことができています。毎日というわけにはいきませんけれども。などなど、県教育委員会にも御配慮いただきまして、大分、定数以上の先生方をいただいております。とてもありがたいなと思っています。

そういうような、補助金とはちょっとまた別なのですが、そういう動きも教育としてはつくっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

今、教育部局、教育委員会の関係からは御答弁いただいたわけですが、町の考えいたしましては、せっかくの国の来年度予算概要、計上しているという状況下に

おいて、町としては町職員を眺めて、どのような体制でせっかくのヤングケアラー認知度向上の集中取組期間に合わせて国に予算を取りに行くのか、県に予算を取りに行くのか、その意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

前田議員の御質問にお答えいたします。

例えば、町の場合、町部局のほうですと社会福祉士が現在4名おります。実際、現在、この10月に新たに採用されたというところもございます。ある意味、そういったところで社会福祉士の部分の充実を図るというところもございます。

さらに、例えば教育のほうで補助金等の活用というお話も先ほどございましたけれども、また福祉、それから子育て等の部門の中でも、そういった補助金で活用できるようなものがありましたら、例えば講師の派遣ですとか、そういったものを、外部講師をお招きするですとか、そういった部分の補助等が恐らくあると思いますので、そういった部分も積極的に活用できればと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

ここで先進事例を御紹介して、それについての町の御答弁をいただけたらと思います。群馬県の高崎市では、ヤングケアラーの支援推進委員会を作っていると。そこで支援の認定や内容を検討していると。また、その高崎市では来年度、2022年度から、ヤングケアラーと認定されたら、そのお宅にヘルパーを無料派遣するという制度が開始されるというような、もう先手を打った事例もございます。このことにつきまして、どのような御答弁か、いただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

前田議員から、とても先進事例の有効といいますか、そういった事例を教えていただきまして、ありがとうございます。町といたしましても、ヤングケアラーの取組について、実際、ここでヤングケアラー自体の認識ですとか、そういったものが改めてここで出てきたというところもございます。先進事例等を十分見させていただいた中で、そういうものがもし開成町の実態に合うような形であるのであれば、そういったものの考え方についても検討していけたらと考えます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

先ほど田中課長から答弁がございました子どもの権利というところで、実は、先月11月20日は国連総会で子どもの権利条約が採択されてちょうど32年という節目になってございます。まさしく子どもの権利条約の中から、「子どもの権利」という言葉自体についてでございますが、最初、「子どもの権利」という言葉は20世紀前半にあったそうですが、当初は保護するというだけの意味が強い概念だけしかなかったと。やっと、子どもの権利条約になったときに、子どもが主体ということで、その概念にプラスされたというふうに認識が変わっていったと。

まさしくヤングケアラーについても、皆様のしっかりとした概念、認識、周知、啓発の部分で、この開成町内に。ヤングケアラーについても、先進的に取り組んでいく町であってほしいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

以上をもちまして、4番、前田せつよ議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を14時30分とします。

午後2時15分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後2時30分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

1番、下山千津子議員、どうぞ。

○1番（下山千津子）

皆様、こんにちは。議員番号1番、下山千津子でございます。

通告に従いまして、快適なまちづくりへの施策は、の質問をいたします。

コロナ禍における活動自粛により、町のクリーンデーもここ2年間実施されておりません。そのために、「きれいな町、かいせい」とは程遠く、公園や道路等に雑草が生い茂っております。

町では、「いつまでも住み続けたいと思えるまちづくり」を総合計画で、さらには「人と水と緑が調和した活力ある快適都市、かいせい」を都市計画マスタープランの基本的な目標としております。しかし、現状を見ますと目指すまちづくりが整えられているとは思えません。特に、南部地区では、「水と緑の町」をコンセプトに植栽豊かな緑道や公園を整備し、豊かさと潤いのあるまちづくりを目指すとされております。町並みや景観づくりが未完成のまま、頓挫しているように感じます。また、町内の道路では、半分が消えかかった路面標示が数多く見受けられます。

町長は3期目の所信表明におきまして、南部を県西地域の副次拠点として魅力ある地域を目指すとされております。町全体の良好な景観や町並みづくりへの取組に

ついて伺います。1つ目に、良好な都市景観を形成するための取組と今後の具体的な事業は。2つ目に、南部地区における景観の維持と保全に係る課題は。3に、開成駅周辺のまちづくりパース（広報かいせい10月号掲載）は魅力ある駅前の姿にふさわしいのか。

以上、質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

下山議員の御質問にお答えします。

本町のまちづくりの基本的な方針については、開成町都市計画マスタープランにおいて町内のそれぞれ地域に合った住環境の保全や将来あるべき姿を明示しておりますが、より一層の美しい町並みを創造するために当たって、景観形成は地域づくり、まちづくりにおいて欠かせない観点であると考えております。単に視覚的に地域の景観を守り育てるというだけでなく、生活環境の快適性の向上、地域の魅力・個性の創出、郷土への愛着につながり、地域の人々が生き生きとした豊かな生活になると認識をしております。

それでは、1つ目の良好な都市景観を形成するための取組と今後の具体的な事業について、お答えをいたします。

景観は視覚上、近景とその背景となる遠景が重なって立体的に構成されます。本町の場合は、県内で一番面積が小さな町であり、市街地等における良好な近景の形成に努めています。良好な生活環境を構築するため、自然と調和した利便性の高い都市機能を目指して地域を3つの地域に大別しております。

北部地域は、その地域が市街化調整区域であるとともに農業振興地域の指定を受けており、農業振興地域の農地は農業以外の用途への転用は原則制限されております。

次に、中部地域。既存市街地として住宅を中心の景観を形成していますが、一定規模の開発が行われる場合には、開成町開発行為指導要領に基づき、開発者との協議により良好な市街地の形成や緑地の確保を行っております。

そして、南部地域は、市街化区域と市街化調整区域が混在しており、開成駅周辺では土地区画整理事業により市街地の計画的な拡大を図っておりますが、区画整理事業に合わせて地区計画制度を導入し、建築物の用途、壁面の後退や高さの限度など地域に合わせたきめ細かなルールを設定して、景観の優れたまちづくりに取り組んでおります。

また、都市化の進展に伴い町内には商業業務施設の立地が進んでおりますが、屋外広告物法に基づく県条例の施行により良好な景観の形成が保たれております。本町としては、この県条例による許可手続について、平成10年に移譲を受け、主体的に取組を進めているところであります。

次に、2つ目の南部地区における景観の維持と保全に係る課題は、についてお答

えをします。

平成27年に竣工した南部地区土地区画整理事業では、公園は5か所で約8,000平米、緑道は15路線で約1,150メートルが整備され、町に移管を受けました。この公園や緑道は、豊かな水と緑あふれる「水の郷（まち）」をコンセプトに、それぞれ特色を持って豊かな緑化がされております。また、南部地区土地区画整理事業に隣接した富士フィルム先進研究所も含めて南部地区地区計画を策定し、この区域を10地区に細分化して、それぞれ地区の特性に合わせた建築物等に関するルールを設定しております。

南部地区の快適な市街地環境の形成を支える基盤として、土地区画整理事業等により質の高い道路や公園等が整備されていますが、他の地域と比較して公共施設の最も多いところでもあります。この公園等の豊かな緑地を一定の景観に保つために除草等の維持作業を行っておりますが、樹木は年々成長を続けているので、徐々に剪定等の作業量の増加が見込まれております。

また、将来的には、道路の舗装等も劣化が進み補修も必要となり、公共施設の維持管理に関する負担が大きくなることについて懸念をしております。町内全体的にも言えることですが、道路及び公園等の機能が損なわれないように、より効率的・効果的な維持・保全に取り組まなければならないと考えております。

最後に、3つ目の開成駅周辺のまちづくりパースは魅力ある駅前の姿にふさわしいかについて、お答えをいたします。

今年6月に県の事業認可を受けた駅前通り線周辺地区土地区画整理事業について本格的な取組が始まったことから、事業計画を広く周知するため広報かいせい10月に掲載をいたしました。この中で、開成駅周辺の土地利用について、町の目指す将来のイメージパースも掲載したところであります。

このイメージパースは、平成31年3月に開成駅が急行停車駅となったことから、駅周辺の駅前通り線周辺地区土地区画整理事業などの基盤整備の進展による将来的な乗降客数の増加を見据え、昨年度に開成駅西口駅前広場の再整備に向けて基本構想の検討を行い、併せて作成したものであります。

開成駅西口駅前広場周辺は、町の玄関口として、また交通の結節拠点として広域的な拠点化を進めるため、商業業務地の集積を土地の高度化により誘導する方針であります。また、駅前通り線については、西口駅前広場周辺の商業業務地を補完する機能と駅の近隣である立地を生かした都市型の住宅を誘導する方針であり、将来的開成駅周辺としてはふさわしいイメージパースと思っております。

このイメージパースを実現するためには、町による基盤整備を着実に進めるとともに、規制や誘導により民間と連携したまちづくりを進める必要があります。開成駅西口駅前広場とみなみ地区を連結する都市計画道路駅前通り線の全線開通を目指して、土地区画整理事業の本格的な取組を始めました。将来のイメージパースを実現するには長期間を要することになりますが、町が行うべきことを一歩一歩取り組んでまちづくりを推進してまいります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

町長。はい、どうぞ。

○町長（府川裕一）

再質問に入る前に、すみません、下山議員の前段の質問が分からぬところがあるので、先にお伺いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

はい、どうぞ。

○町長（府川裕一）

前段の中で真ん中辺りなのですけれども、南部地区では「水と緑の町」をコンセプトに植栽豊かな緑道や公園を整備し、というところがありますけれども、総合計画や都市計画マスターplanを調べたのですけれども、なかなかこういう言葉が見つからなかつたので、これはどこから出てきたのかなというふうに1つ聞きたいと思います。また、その後の、町並みや景観づくりが未完成のまま頓挫している、と言われていますけれども、何をもって頓挫していると言われているのかを、この2つ、先にまず下山議員からお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

平成27年3月号に「水と緑の町」をコンセプトにということなのですけれども、それは、ちょっと思い出せないんですけど、平成27年3月マスターplanの計画が出されましたよね、町の。マスターplan計画というものが、平成27年3月に。そこに記載してありました文言でございます。

それと、町並みや景観づくりが未完成のまま頓挫しているように感じる、という文言でございますが、南部地域では組合の方たちが熱い思いをお持ちになって整備された思いの会長のお言葉を受けまして、読ませていただきまして、私は本当心が痛みまして、もうちょっと開発された方たちの思いを酌み取れば、あんなふうに草がぼうぼうな姿は失礼に当たるのではないかなと思って、もうちょっと管理を充実して感謝の気持ちを持って町が運営されたらいいかなという思いで、こういう言葉を使わせていただきました。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今の目指す南部地区の文言は、南部地区土地区画整理組合の中の話で、町の計画ではないと私は思うのですけれども。その計画に対して、この組合は今年、この12月に全部事業が終わりました。5つの公園も組合で整備をして、町に移管していただいた。全部完成したということで、「頓挫」という言い方が組合に対して言っている部分なのかなと感じられたので。町のほうに言われる分にはいいのですけど、

組合に対して言われているように感じたので、その辺の確認をさせてもらったわけです。

以上です。いいです。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員、どうぞ。

○1番（下山千津子）

町に対しての思いを述べさせていただいております。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

通告文を出しましてから定例会まで1か月近くございます。午前中、同僚議員も言われましたが、質問に対して状況が変わる場合もございます。今回の私の雑草が繁茂している状況を、一部改善されていたらも町側がされております。御了解くださいませ。

○議長（吉田敏郎）

下山議員、すみません、もう一度。今、ちょっと、質問ではなく。質問した中の内容を。

○1番（下山千津子）

通告文を出しましてから定例会が開催されるまで、1か月ございますよね。その間に、雑草が繁茂しているとか、草が繁茂しているとかという状況で、一応、町内を調べさせていただいてから通告文を作るのでございますが、1か月ございますと、その間に処置を町側がされたりしている場合もございますので、そこを述べさせていただきました。

○議長（吉田敏郎）

はい、どうぞ。

○1番（下山千津子）

それでは、一定の答弁をいただきましたので、順次、再質問をさせていただきます。

通告文の中の「きれいな町、かいせい」は見る影もなく、公園や道路などに雑草が生い茂った状況が、いまだに町内至るところに見受けられます。今日の午前中の同僚議員は、昨年の令和2年12月の定例会での質問から改善されたように見えるとの話をされました。私は、まだまだひどい状況と感じてございます。

ちょっと写真を提供させていただきます。これは、公園や駅前緑地などの公共施設を町が責任を持って管理をしなければならないと考えておりますが、それらが今どのようになっているかを把握することは基本と考えます。どのようにされ、課題や問題があった場合に、どのように……

○議長（吉田敏郎）

下山議員、それ、もう少し縦にしたほうが見やすいのではないですか。

○1番（下山千津子）

すみません。ありがとうございます。

課題や問題があった場合に、どのような対応や対処をされていますか。P D C A のC、チェックと、A、アクションですが、お伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

町並みの緑地等の景観の関係、どのような維持をしているかという御質問だと思いますが、まず、町としてはシルバー人材センター等に年間委託をして、除草については計画的に行っているというところでございます。その中で、順次町内の状況については確認をした中で、やはり部分的だったり時期的なところで繁茂しているというところがありましたら、そこはスポット的というか部分的な対応を通じた中で一定の景観は維持していると考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

管理する箇所が増え、管理することの大変さは十分に理解できますが、町長が掲げる三本柱の1つでございます「日本一きれい」ですから、もっと重点を置いて予算を確保して事業に取り組むべきと考えますが、大変だから、大変だからの後ろ向きの姿勢ではよくならないと考えます。1年前にもやると約束されたわけですから、もっとしっかりとやっていただきたいと思います。

なぜかといいますと、先ほど縦にしたほうがいいというアドバイスを受けたこの写真ですが、これは開成南小学校脇の交差点付近の雑草です。もっとひどい状態のところも多々ございますが、この写真を提示しましたのは、ちょうどこの場所を歩いていた3歳ぐらいの女の子が、母親に向かって「ママ、草がぼうぼう」と指を指して言っているのがちょうど聞こえて、大変ショックを受けました。幼児期の経験は大変重要であります。町内が草ぼうぼうで汚いという指摘は、1年前にも同僚議員が指摘しているにもかかわらず、改善された具体的な効果が私にはまだ見えません。少し厳しい言い方をすれば、ゆゆしきことと捉えております。この点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今日の武井議員の質問にもお答えしたと思いますけれども、武井議員の指摘を受けて今年度は予算を増やし、清掃の回数も増やし、評価をいただいたと思っていたのですけれども。特に、この南部地区の場所は、先ほどお話ししましたけれども、組合で公園を造っていただいて緑道整備もしていただいておりました。今年、解散するに当たり、組合から多額のお金を頂いて維持管理に使ってくださいと。これは

議会にも報告してあると思いますけれども。その中で、本年度、今まで組合がやつていて、それが開成町に移管して予算を減らしてということはありませんので。

例年の中できちんとやっているのですけれども、その中の一部の一時期の中の写真を取り上げて、今、言わわれているように私には感じますけれども、全体的にはきちんと例年以上のこととはやりながらやっているのですけれども、受けるシルバー人材センターのほうも、なかなか高齢化の中で人材確保ができず、その辺の事業がうまく進まなかつた部分は今年度あるという報告も受けておりますので、そういうところも加味しながら、来年度はきちんと、もっときれいな整備ができるような対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

コロナ禍の中でクリーンデーが2年間中止で、町中が繁茂状態であるため、真剣に取り組む必要があると考えておりますが、今、町長の御答弁で頑張ってやっていきますということなので安心しておりますが、町民の皆さんも、クリーンデーは中止ではなく、参加する人数に工夫をして、例えば組ごとにソーシャルディスタンスに気をつけて人数を制限しながら振り分けて、地域で工夫していけば、クリーンデーも開催をされるといいねと、そういう町民の声がほとんどございました。汚いより、きれいなほうがよいとも言われました。まだ今月は12月で、1年の締めの月です。新しい年を迎えるときに、各家庭では大掃除をされます。町でも町民総ぐるみのクリーンデーをしませんか、提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

下山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃられるとおり、クリーンデーがこの2年間、実施ができないといつたところは事実でございまして、町もこちらにつきましては賛否両論あることは承知はしておりますけれども、やはり生命・身体、そちらを重視いたしまして、苦渋の選択でクリーンデーは中止という決断をさせていただいているところでございます。

これは開成町、きれいなまちづくり条例を制定してございますので、そちらで年2回はクリーンデーをやりましょうという形でも規定をされている部分でございますので、そういったことを受けまして、今年度もあと3月に予定をされております。こちらもコロナの状況によって、その辺の開催はまた決定が、状況を見て決定をしていくという形ですけれども、今の状況でいけば開催も可能ではないかなと。下山議員御提案のその辺、やり方も工夫してというようなお話もございますので、そちらにつきましては、地区の環境美化推進員さんもいらっしゃいますので、十分意見

を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

クリーンデーを開催する予定だとお聞きいたしまして、少しほは安心しました。どうぞ、よろしくお願ひしたいと思います。

では続きまして、1年前の令和2年12月の定例会の同僚議員の質問に対して、景観条例の制定や計画策定について後ろ向きの答弁がされました。今もその考えにお変わりはございませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

景観条例の制定について、どうかという御質問だと思います。現状、取組については町長答弁があったとおりでございます。この中で、景観については守られている、取組としてはしっかりと進んでいるだろうと思っているところでございます。この中で、さらに景観条例という部分については、今の取組期間の中で、もし不十分な部分だとか、そういういったものが必要となるようなことがあれば考えますが、現状としては、そこまでいっていないのかなというところの中では、現状、制定については考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

近隣では景観条例も、小田原市とか箱根町とか南足柄市等々で景観条例ができるありますので、開成町もぜひ景観条例ができる取り組んでいただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、再質問いたします。宅地や公園や街路などの基盤が整備されたところを良好に保っていくためには、地区計画により建物や敷地の規模などを定め、一定の規制をすることで結果としてきれいな町並みができる維持できると考えますが、町内には農地を守っていく北部地域や既存市街地のある中部地域もあります。最近では、そういう地域においても開発事業などにより住宅が建てられる動きがございます。町の開発指導要綱はあくまでも指導レベルのもので、開発者や業者側の一定の理解がないと成り立たないものと理解しております。

私は、計画をつくりたり条例を制定したりする意図や目的の一つに、町民や町外の人に対して町の姿勢や方針について啓発や啓蒙をし、全体として、その取組に対して意識を醸成したり高めたりする効果があると思います。以前は、そういう取

組が積極的に行われていた記憶がございますが、最近では、そのような試みがないように感じております。町長も「日本一きれいなまち」を標榜されているわけでございますから、景観条例や景観計画の策定に臨まれてはいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

課長が答えたとおりです。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

では、続けて言わせていただきますと、先人の努力により、ようやくみなみ地区の整備が整いました。これからは、南部地区の仕上げとしての駅前通り線周辺地区の整備が進められていきます。町の玄関、玄関口、顔を整備していくわけですから、将来に向けた町づくりの指針となるものですから、策定について絶好のタイミングだと思います。いかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

まず、景観への取組、町としての景観への取組に関してでございますけれども、北部地域については、まずは農振地域という中での一定の制限がかかっている。

中部地域についての民間開発については、指導要綱ではございますけれども、今、500平米以上だとか、そういった一定規模のものについては、協議をきちんとしていただきまして、例えば、共同住宅であれば緑地、事業所であれば一定の規模の緑地等、そして戸建て住宅についても一定規模の敷地を確保していただいた中で、良好な景観というのは十分保たれているのかなと。そこは、業者さんについても理解をしていただいた中での協定書もきちんと結んでいるところでございます。

そして、南部地域については、区画整理事業等を行ったところについては、地区計画制度によって建物等についてのルールを設定させていただいておりますので、決して景観について町の取組が不十分とは思っておりません。この中で、今後、町がさらに発展するための駅前通り線の整備が進んだ後に関しては、また違う取組が必要となった場合においては、またその段階において考えていくべきかなと思っておりまして、今、現状については、景観条例の設定については考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

協定書を作ったり、南地区では地区計画制度をつくって、それに沿ってまちづくりをされているということでございますが、ぜひそういう意味でも、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、御答弁に交通の結節拠点として公益的な拠点化とありますが、新松田駅と異なり交通の結節点でもないと考えております。急行電車が止まるだけでは、結節点とは何を指しておりますでしょうか。新たなバス路線の配備などを検討し関係機関と調整しているのか、その点もお伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

交通の結節拠点ということで町が申し上げているのは、駅に来る全ての方々、例えば、徒歩であったり自転車、自動車、そして公共交通であるバス、タクシー、様々な手段をもって駅には御利用される方が向かってくると、御利用されるというところでございますので、そういうものの全部を含めた中での交通の結節拠点。

そして、バスについては、やはり町としては将来的には路線バスの導入というのを目指しているところがございます。それに向けては、昨年度、西口の再整備の中では、そういうことも含めた中での再整備を考えていくという中ではきちんと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員、どうぞ。

○1番（下山千津子）

駅に来る全ての人が対象で、バスとかタクシー、自転車、そういう人も対象ということで、新たなバス路線の配備などを検討されるということで期待しております。よろしくお願ひいたします。

では、問い合わせ3に入りますが、広報かいせい10月号に掲載されたパースは、町の総合計画からイメージされてきた「田舎モダン」とはかけ離れた感想を持つ人が多いように思います。

平成27年2月に開成町都市計画マスタープランが見直しをされ、町長の挨拶には「人と水と緑が調和した活力ある快適都市、かいせい」とし、本町の貴重な財産である緑豊かな田園環境を保全するとともに計画的なまちづくりを展開し、魅力的で誰もが快適に暮らし続けることができるまちづくりの指針として策定されたと。最後に、貴重な意見や住民意向調査への礼文で締められております。

「田舎モダン」のロゴマークの意味ですが、皆さん、御存じかもしれません、ちょっと紹介をさせていただきます。持っていると幸せになると言われている四つ

葉のクローバーに似たデザインでございます。4種類のブルー系で、バイタルブルーは元気、暮らしやすい、便利さを意味しております。リラックスブルーは癒やし、山々の自然、田園風景。ウォーターブルーは潤い、きれいな水。4つ目のプレーンブルーは広い空、澄んだ空のイメージと聞いてございます。

このように2つ並べてみると、ちょっと写真を提供させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。こちらが開成町駅周辺でございます。かいせい広報の10月号に掲載された、今、町が取り組んでいく姿でございます。こちらは、潤いと高い利便性を兼ね備えた新たな都市拠点、南部東地域ということで、先ほどお話ししましたように平成27年3月にお示しをいただいた絵面でございます。よろしいでしょうか。

この2枚を比較しますと、近代的な駅前広場と、本当に開成町は水と緑を大事にする、本当に「田舎モダン」にふさわしい私は駅前広場だと考えております。このように、今、2つ並べてみると、どちらが開成町らしい駅前通り線か分かると思います。一目瞭然に感じられると思います。駅に降り立つたら目の前に箱根連山が見え、世界の富士山が見え、そして全町地下水の噴水広場がある。町の財産と考えております。

提案ですが、町長の挨拶文を紹介しましたが先ほど、住民意向調査もされております。10歳以上の町民の意向について、アンケート調査をして改めて方向性を決めていくことを提案いたしますが、町長のお考えをお聞きいたします。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、下山議員の提案は、駅前通り線についての意向調査をしたらどうかという提案ですか。よく分からなかつたのですが。

○議長（吉田敏郎）

下山議員。

○1番（下山千津子）

このように駅前が開発されるということで、平成27年3月にお示しをされた絵でございます。そして、今回、かいせい広報10月号には、極めて近代的な西口の駅前広場でございます。この差がどういうところから生じたのかなというのは、大変不思議でなりません。議会に対しても突然、全協でお示しになりましたので、その点をお聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

以前出した駅前通り線のイメージと新しく出したものが大分違うので、戸惑いを受けているのではないかという感じが受けられますけれども、以前出したのをやら

ないとか、今回出したのをそのまま造るとか、そういう話ではなくて、新しく、今のは西口広場ではないですよ、駅前通り線ですから、西口広場から先に進む通りの話のイメージを今、言っているのです。

そこは近隣商業地域という、地区計画でそのように設定をされておりまして、そこは、にぎやかな場所に持っていく。商業地域ですので。そこに新たに外からいろいろな事業所が出てもらうためには、今の地区計画よりも少し、それは高い建物のイメージにしてあります、実際。まだ変更してあるわけではなくて、これはイメージですので、こういうふうに将来、うちの町としては駅前通り線をしていきたいと。

それが、今、「田舎モダン」な町に合うか合わないかということを多分、下山議員は言われているのかもしれませんけれども、私は十分合う話で、小さな中の緑という話ではなくて、「田舎モダン」というのは開成町全体の中の開成町のブランド化をするためのキャッチコピーとして「田舎モダン」という言葉をつくって、それを広めているのです。駅前通りだけの小さな中の水が、緑が「田舎モダン」という話ではないのです。町全体のイメージとして、北部、中部、南部のバランスの中で、北部はきちんと自然環境を守っていきましょうよ、中部は市街化として公共施設とかがあります、これは良好な市街地、駅周辺は新しい開成町の顔となる町にしていきましょうよ、そういう中で今造って事業を進めていると私は認識をしております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

突然に違った写真を、写真というか絵面を見せられて、私は非常に戸惑いを感じておりますので、こういった質問をさせていただきました。かいせい広報10月号にお示しいただいたので、町民の皆様に「駅前がこんなふうになったらどう思いますか」とか、そういう質問をお伺いしました。それで、平成27年3月のこの写真もお見せすると、町民の年代もあるかもしれません、ほとんどの人は平成27年3月の絵面のほうを高く評価をされております。

ぜひ、そういうことも考えながら、今、町長が答弁されました大事にされて、開成町ではという駅前広場、先ほど私が申し上げましたように、噴水があつたり、開成町は全町、地下水ですので、お水が開成駅を訪れた人たちに振る舞えるような手洗い所とか、そういうものもお考えになっていただければ、本当にホットな開成駅、どこにもない開成駅になるのではないかという。特徴のある開成町の駅、駅前広場を造っていただけたらありがたいと思って質問をさせていただきました。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

下山議員、これでもうよろしいのですか。

○1番（下山千津子）

はい。

○議長（吉田敏郎）

では、御理解を得たということでよろしいですか。

以上で1番、下山千津子議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を15時30分とします。

午後3時13分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後3時30分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

11番、湯川洋治議員、どうぞ。

○11番（湯川洋治）

11番議員、湯川洋治でございます。

通告に従いまして、1項目質問させていただきます。都市計画道路等の状況は。

昭和54年に都市計画決定がされた2路線については、駅前通り線がようやく土地区画整理事業が認可され整備が進みつつあります。しかしながら、中家下島線については42年が経過し、一部の道路は整備されたが、現在多くの予定地は一向に進んでいない現状があります。駅前通り線周辺整備事業の中でも一部の土地が整備区域に組み入れられているが、今後の見通しが見えない状況があります。

第五次開成町総合計画・後期基本計画の中では、「小田急線開成駅へのアクセスの向上と魅力のある施設の集約を図るため、都市計画道路駅前通り線、都市計画道路中家下島線の整備を進めます」とあります。本町を縦断する道路として開成中央通りがあり、東側には開成駅前を通る県道720号線が整備されております。この道路間の幅は500メートル程度です。この範囲に中家下島線は計画されているが、この小さな開成町に、さらにもう一本の縦貫道が本当に必要かと疑問に思っています。半世紀を過ぎても自分の土地に手のつけようのない地権者の方の気持ちは、想像に得難いものがございます。

また、開成中央通りの整備、開成みなみ通りの整備の進捗状況についても併せて伺います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

湯川議員の御質問に順次、お答えをいたします。

初めに、都市計画道路の計画・整備について御説明させていただきます。

都市計画道路は、都市の将来像への誘導や将来的な交通需要への対応など、長期的な視点から計画される道路であります。また、都市計画道路の整備に当たっては、計画道路の周辺住民の理解や協力の下に実施されるため、長期間を要するところであります。

町内には昭和41年に決定の3路線と昭和54年に決定の2路線の計5路線があり、全体の計画延長9,000メートルに対して約5,840メートルの約65%が整備または概成しているところであります。

では、都市計画道路中家下島線について、お答えをいたします。

都市計画道路中家下島線及び駅前通り線の計画決定に当たっては、開成駅を中心とした良好な環境と快適な新市街地の形成を図るため、計画的な都市の基盤整備を行う区域として62.4ヘクタールの区域が開成駅周辺地区土地区画整理事業として面的整備の計画も決定され、併せて市街化調整区域から市街化区域への編入が行われました。62.4ヘクタールの土地区画整理事業予定区域内にある都市計画道路中家下島線及び駅前通り線は、地域間や地域内の移動の利便性の向上による交通の円滑化を図るための幹線道路として、土地区画整理事業により計画的に整備する都市施設の位置づけがあります。

ただ、昭和54年当時、62.4ヘクタール全域で事業を実施する予定でしたが、一部の地権者の合意が得られなかつたため、地権者の合意が得られた区域について順次、土地区画整理事業を実施しており、現在は駅前通り線周辺地区土地区画整理事業に取り組んでいるところであります。

中家下島線は、開成みなみ通りの仙了川に架かる下中丸橋付近から県道78号の吉田島交差点までの計画延長980メートルのうち、現在は下中丸橋付近の約100メートルが整備済みで、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業により約310メートルを整備する予定であり、残る未着手の区間は約570メートルであります。長期未着手の都市計画については、社会的変化が進行して整備の必要性も変わることや事業化の困難性が高まることの課題は認識しておりますが、目指す将来都市像を実現するためには、長期間を要することはやむを得ないことであり、決定した都市計画については一定の継続性がなければいけないと考えております。

次に、開成中央通りである都市計画道路山北開成小田原線の整備について、お答えをいたします。

都市計画道路山北開成小田原線は、開成小学校北側交差点からみなみ自治会館までが整備され、計画延長4,020メートルのうち約1,960メートルの約49%が整備済みであり、その北側の南足柄市境までの約1,860メートルと南側の小田原市境までの約200メートルが未着手であります。山北開成小田原線については、町の南北の骨格となる道路として、また広域的な幹線道路としての位置づけがあり、まずは開成小学校北側交差点から北側区間を県道の延伸として県に整備していただきたいと考えております。

地元自治会からの要望や北部地域の振興を図るため、県には県道720号の歩道整備を優先して要望しており、現在、金井島地内で事業に着手していただいているところでありますので、この歩道整備の進捗を見据えながら、県に対して北部地域への整備促進の要望を行うように考えております。

最後に、開成みなみ通りである都市計画道路和田河原開成大井線の整備について、

お答えをいたします。

都市計画道路和田河原開成大井線は、南足柄市、大井町と協議会を設置して広域的な整備促進に取り組んでおり、現在は足柄紫水大橋の先で国道255号線に接続する整備が県で行われております。町内の都市計画道路和田河原開成大井線については、土地区画整理事業のほかに、県の足柄紫水大橋の整備等により全線1,660メートルが供用しておりますが、南足柄市境付近の要定川に架かる源治橋について、従前の計画幅員12メートルで概成整備であり、その先の南足柄市内の区間も同様であります。

この概成整備の区間について、南足柄市と連携して計画幅員20メートルの整備に取り組んでおりますが、南足柄市内の区間で拡幅するための用地交渉に時間を要しております。仮に開成町内の源治橋を整備した場合、その整備効果が低いため、南足柄市内の整備の進捗に合わせて源治橋の整備を進めるように考えているところであります。南足柄市とは情報共有に努め、源治橋の拡幅整備を推進してまいります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

11番、湯川でございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

今回の質問は、私、7年前に同様の内容の質問をしております。その当時の答弁も、今の町長答弁とほとんど変わらないような感じの内容でした。また、都市計画決定までのプロセスや、都市計画に関する基本的な方針である開成町都市計画マスタープランについても伺っているところがございましたけれども、開成町のマスタープランは平成19年3月に策定され、平成37年、つまり令和7年を目標年次としております。平成27年が中間年次となったため、見直しをして策定されました。目標年次まで、あと4年となっておりますけれども、現在、マスタープランに対して考え方を教えてください。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

町の将来像とまちづくりの基本的な方針として、平成27年のときに都市計画マスタープランというのを策定させていただきました。この計画の中には様々な視点、また地域ごとによって将来像を示しているというところでございます。そしてまた、その将来像を実現するために優先してリーディングした中でのプロジェクトという位置づけも持った中で、今、総合計画の中を調整しながら順次取り組んでいるというところでございます。

こちらについて、進捗率はとかそういうことではなくて、都市計画自体が長期間を要する。ただ、目標についてはぶれることなく、その方向性をしっかりと社会情勢に合わせた形の中で、持った中で進めていくということが非常に大事なのかなと思っておりますので、今、全てができているということではございませんけれども、その方針に沿って、今、まちづくりに取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

あと4年あるわけなのですけれども、今の課長の答弁でいきますと、このまま推移していきますということで、特に見直しとか改定等は考えていないということでおろしいですかね。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

見直しというか、計画自体については、社会情勢等が変わっているところもございますので、いろいろな場面でいろいろな方の御意見等を伺いながら、皆様の思っている思いも含めて、計画についてはきちんと検証なりして、必要があるところについては見直すところもあるのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

分かりました。

駅前通り線について伺いますけれども、令和3年6月に事業認可されて土地区画整理事業が進んでいるのですけれども、中家下島線については、この一部が事業の中に組み入れられて工事を行うのですけれども、計画延長980メートルの中で駅前通り線に絡んだ工事を含め410メートルが整備済みと整備予定ということで、残りが570メートルということになっていますけれども、570メートルの中に住んでいる地権者の方には、いろいろな説明等はしているとは思うのですけれども、これは課長答弁も町長答弁もそうですけど見直しはしないと、継続していくのだとということなのですけれども、私はどうしても地権者に対して、半世紀、もう放っておいて、そのまでいいのかと常に思っているのです。いわゆる10年、20年のスパンと違って40年、50年となった場合に、地権者の方がどういうふうに考えておられるのかと。町は、その地権者に対して、どういうふうな説明をしていく予定なのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

まず、長期未着手の都市計画について、中家下島線については、決定から今は40数年過ぎているというところでございます。この中で計画自体の見直しというような御質問だと思うのですけれども、こちらについては、開成町に限らず全国各地でこういうふうな事象、そういった計画があった中で、国のほうでも手引であったり、そういったものを出して見直しを進めていると。神奈川県においてもガイドライン等を出した中で、開成町についても都市計画道路の見直しというのを平成24年度に行ったところでございます。

この中できちんと検証した中で言うと、今現状については計画を継続するというような判断があつて、今現状、その中については順次、できるところから土地区画整理事業を実施して整備をしていくというのが現在の考え方でございます。これが将来的にどこまで続くかというところもありますけれども、今現在としては、まだ検証結果を受けて整備のほうは計画として持っているというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

この路線の全区域が開成駅周辺土地区画整理事業の中の区域内に入っていますので、当然、市街化区域だとか調整区域の関係がありますので、一旦計画したものは推進していくのだろうとは思うのですけど、この辺の要するに570メートルの区間の地権者に対してのケアをぜひ町にお願いしておきたいと思います。

今、課長答弁で見直しはなかなか難しいというのは私も十分承知しているのですけれども、実際に26年3月に決定した道路について28年8月に変更した経緯もありますので、何が何でも変更できないというわけではないと思っていますので、その辺は重々承知してしゃべっています。

私はやみくもに見直しを主張しているわけではありませんので。本当に、質問したようにこの小さい町に縦の縦貫道路、これが本当に必要なのかと、いつも思っているのです。中央通りがあつて近隣の南足柄市には県道74号線が、小田原山北線がありますので、むしろ私は開成中央通りの都市計画道路、山北開成小田原線の整備のほうが中家下島線よりも住民にとっては望ましくて、いいのではないかというような考え方も持っています。

これ、北部地域の振興を図るために県道720号線の整備を優先して要望するというようなことを答弁いただきましたけれども、都市計画道路の延伸が県に対して整備促進の希望と答弁していただきましたが、もう少しその辺の細かい詳細について説明していただけますか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

まず都市計画道路自体で、議員おっしゃっているとおり見直しのときに廃止がありきかと、そういうことでは全くないということでございます。仮に見直すというときに関してでも、社会的な情勢が変わった、幹線道路の位置づけ等がいろいろな部分、あろうかと思いますけれども、そういった部分に関しては、整備した効果だとかも含めて、決定した趣旨、そして経過というものが非常に大事でございますので、そういったものも含めて慎重に判断していくということでこれから先見直しをしないということではなくて、今、現状としては、その計画については継続している。その中で、また状況を見ながら見直しというのは考えていくべき時期があるのかなと思いますので、御承知いただければと思います。

その次の開成中央通り、都市計画道路の延伸のお話でございます。町長答弁の中で現状については県道720号の整備を優先してというところでございますけれども、こちらについては今、中央通りの延伸の部分と、そして県道720号の部分については、やはり並行する部分等がございます。この中で、同時に同じような方向に向かう道路について県に事業化をお願いするという部分の考え方も1つあろうかと思いますけれども、県は県として様々な道路事業等を計画して、今、実施をしていると。

開成町に限らず、県内各市町村からまた要望を受けた中で様々な事業も展開しているというところの中では、やはり確実に県には実施してもらったほうが今の効果的にはよろしいと考えたのが720号の整備であるという中で、こちらを優先しているというところでございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

720号線の歩道の整備というのは、もう十分承知しているのでいいのですけれども、私は別に延沢の人間ではないので、延沢地区の方からすると、計画道路があるにもかかわらず、そちらのほうを整備していいのかというような声も聞いています。だから、いわゆる中央通りが見て、県道720号線があってということで、例えば延沢地区の方面から来る人は、どうしてもあそこの道を、細い道を、通学路であるあの道を通ってきているわけですから、そこの整備のほうが、むしろ優先するのではないかというような考え方も持っているのです。

今の金井島の地区の歩道整備も十分承知はしているのだけれども、それ以上に学校近くの中央通りに出る前の道を整備されたほうがよろしいかと常々思っています。これは都市計画道路ですので、それをやるというのが一長一短にいかないことは十

分承知していますけれども、やはり道路については優先順位があると思うのです。こちらが優先、こちらが優先という、2番、3番目とあるけれども、先ほど申し上げましたように、中家下島線の570メートルが本当に必要ですか、これは残しますよ、やりますよと。しかし、むしろそちらの中央通りの北側の部分のほうが重要なではないかと思っていますけれども、町の見解をお願いします。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

中家下島線での未着手の部分の整備が優先されるのか、または都市計画道路山北開成小田原線、中央通りの北側の延伸が優先されるのかというような御質問だと思いますけれども、どちらについても、やはり町としては計画を持っている以上は、そのときの社会情勢なりいろいろな部分、今現在進めているところもございますので、その進捗を見極めながら、状況によっては中央通りの延伸を県に強く要望したり、また中家下島線についても、駅前通り線の区画整理事業、今始まったばかりでございますけれども、それが終わった状況を見ながら、進捗を見ながら、やれるところをまた考えるのかという中で、今現時点について、どちらを優先するかということではなくて、これから先の今現在進んでいる事業の進捗状況を踏まえながらそれは考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1 1番、湯川議員。

○ 1 1 番 (湯川洋治)

課長のおっしゃることは、十分承知していますので。

あと、1つの案として、計画されている道路についてあまり余計なことは言いたくないのですけれども、例えば、都市計画道路の山北開成小田原線の金井島地区までの延長線であっても、別に金井島を通ってずっと南足柄の境まで行く必要はないと思うのです。ある意味、瀬戸屋敷のところで県道720号線にぶつけて、そこで終わりにするという、そういう1つの案もありますので、よくよく考えて造っていただきたいと思っています。

次に、都市計画道路の山北開成小田原線の今度は南側についてお聞きしますけれども、小田原市の境まで200メートルが未着手ということで、今、答弁をいただいたのですけれども、小田原市との話、小田原市側の考え方が分かる範囲で結構でするのでお願いします。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

都市計画道路山北開成小田原線の開成町を越えて小田原市側の計画はどうかという御質問ですが、今現状、小田原市側については都市計画決定はなされておりません。計画決定については、開成町の町内のみという形でございます。それは、決定した当時のいろいろなきさつがあったのかなと思いますが。これについては、小田原市とはいろいろな関係する協議会等を持つ場面がございます。県西の2市8町の中で、交通等に関するものを協議する場がございます。その中で広域であるべき交通網、幹線道路の位置づけ等の検討もしているところでございまして、今現状、小田原市側については構想という形の中で山北開成小田原線の南側への延伸については考え方を持っていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

開成町で一番すばらしい道路が中央通りだと思うのです。これを生かす方法というのを十分に町は考えていただきたいと思うのです。せっかく造った道路が、片方が止まってしまっているというのは。税金を投入して立派な道路を造った以上、これを有効利用するためにも、ぜひ小田原市と話を密にしていただきて話を進めていっていただきたいと思います。

次に、和田河原開成大井線について伺います。答弁では仮に源治橋を整備した場合には、整備効果が低いので南足柄の整備の進捗に合わせて整備を進めるという答弁をいただきましたけれども、私は現場を見て何となく中途半端な工事が終わっているなど。これは継続して橋を造り変える、拡幅するのでしょうかけれども、あの状態をずっと南足柄さんからいい返事が来ない限り、ずっとあのままでいくつもりでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

源治橋の架け替え工事については、莫大なというか大きな金額を要した中の拡幅工事になります。これについては、そこに投資するということになれば、投資した後、ある程度リターンとしての効果というか、通りやすくなったりとか環境がよくなったりというところが望まれるところかなと思っております。その中で、南足柄市さんでの進捗状況を確認しつつ整備を進めていきたいというところでございます。

現状南足柄市さんからは、どの時点で整備等を進めるかという進捗については、まだはっきりとしたことをお聞きはしておりませんけれども、現状についてはしっかりと取り組んで、話としては地元の方とはやっているということも聞いておりますので、まずはその辺の状況については確認をよくしつつ、また、現状として暫定

的な整備となっておる状況の中で、なかなか交通量というものについては南通りは増えてございますので、あまり交通機能について支障があると、またいろいろと通りづらいというようなお話を聞きましたら、そのことについては適宜対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

先ほども申しましたけれども、いわゆる都市計画道路ですので、橋の架け替えは、今課長が答弁したように莫大なお金がかかるわけです。ただし、都市計画道路の完成というのは相当時間がかかるわけです。私は時間がかかるのは承知していますけれども、あのままの状態でずっと10年も20年も放っておかれたら、やはりちょっとおかしいと思うのです。

開成町の区分ですから、橋まで造ってしまうと。それであとは、げたを南足柄市さんに任せる方法を取っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり開成町でまずは整備して、南足柄さんにもしっかりと開成町がやっている取組を見てもらったらどうかというような、いろいろな御意見はあろうかと思いますけれども、ただ現状としては、まだ時間的にはもう少し様子を見たほうがいいのかなと。現状として、暫定的なところに関して大きな不具合があるとは思っておりませんので、まだどうしても時間的に大きくかかるというようなことがあるならば、そこは、その状況に応じて必要な対応があるならば、やっていく。あくまでも整備に関しては、特段南足柄市さんとの調整の中で不具合がなければ、同時に進めること自体がよろしいのかなと考えているのが現状でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

ぜひ、南足柄市さんと連携を密にして早期に工事が完成するようお願いしたいと思います。

私、都市計画道路については、多くの自治体が高度成長期時代に計画されたもので、都市計画道路の見直しについては、各自治体での人口減少とか超高齢化社会などを迎えてまちづくりの社会的変化があり、見直しをせざるを得ないような自治体もあるのです。しかし、本町では、人口増加率が県内市町村で1位であり、都市計画道路駅前通り線の完成後は、ますます人口の増加に結びつくと思います。できる

ところは進めて検討すべきことは検討していただきて、そういう方策を期待していますので、私の質問をこれで終わります。

○議長（吉田敏郎）

これで11番、湯川洋治議員の一般質問を終了といたします。

本日の日程は全て終了しました。これにて散会をいたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

午後16時00分 散会